

令和 6 年 度 第 1 回

宇 都 宮 市 国 民 健 康 保 険 運 営 協 議 会

会 議 次 第

日 時 令和6年8月8日（木）
午後4時30分～
会 場 宇都宮市役所14階
14大会議室

1 開 会

2 委員紹介

3 市長からの諮問について

4 会議録署名委員の選出

5 議 事

(1) 報告事項

- ・報告第1号 令和5年度国民健康保険特別会計の決算状況（見込み）
について
- ・報告第2号 令和6年度国民健康保険特別会計当初予算の概要について
- ・報告第3号 令和5年度国保アクションプランの主な取組実績と
令和6年度国保アクションプランの主な取組について
- ・報告第4号 令和6年度国民健康保険税の課税状況について
- ・報告第5号 第3期宇都宮市国民健康保険保健事業実施計画（データヘル
ス計画）・第4期宇都宮市特定健康診査等実施計画について
- ・報告第6号 宇都宮市国民健康保険経営改革プランの改定について
- ・報告第7号 被保険者証の廃止について

(2) その他（情報提供）

- ・令和6年度国民健康保険運営協議会の開催予定について・・・参考資料1

6 そ の 他

7 閉 会

宇都宮市国民健康保険運営協議会委員名簿

令和6年8月8日現在

委 員 種 別	氏 名	役 職 等	備考
第 1 号 委員 被保険者代表	佐 藤 孝 明	市議会議員	新任
	若 林 芽 育	市議会議員	
	田 中 勇 大	宇都宮商工会議所青年部 専務理事	
	土 屋 貴 子	宇都宮商工会議所女性部 会員	
	櫻 井 則 子	市農業委員会 会長職務代理	
	坂 本 悦 男	公募委員	
	根 本 智 子	公募委員	
第 2 号 委員 保 険 医 ・ 保 険 薬 剤 師 代	松 本 国 彦	市医師会 会長	
	野 間 重 孝	市医師会 副会長	
	増 山 哲 茂	市医師会 副会長	
	石 原 雅 行	市医師会 副会長	
	北 條 茂 男	市歯科医師会 会長	
	生 井 俊 一	市歯科医師会 副会長	
	廣 瀬 誠	市薬剤師会 副会長	新任
第 3 号 委員 公 益 代 表	秋 成 大	市議会議員	新任
	原 ちづる	市議会議員	
	◎塚 田 典 功	市議会議員	
	○福 田 茂 夫	市社会福祉協議会 副会長	
	釧 持 幸 子	市民生委員児童委員協議会 会長	
	平 野 幸 子	宇都宮人権擁護委員協議会宇都宮部会 委員	
	小 野 篤 司	宇都宮短期大学 准教授	
第 4 号 委員 被用者保険等 保 険 者 代 表	宮 崎 務	全国健康保険協会栃木支部 支部長	
	小山田 静 子	栃木県市町村職員共済組合 事務局長	
	野 沢 良 治	栃木県トラック健康保険組合 常務理事	

◎：会長

○：会長職務代理者

事 務 局 名 簿

氏 名	役 職
小 島 泰 久	保健福祉部長
黒 崎 彰 弘	保健福祉部次長
千 本 直 男	保険年金課長 ※ 1
佐々木 謙	保険年金課長補佐 ※ 2
岩 本 光 生	保険年金課管理グループ係長 ※ 2
鷹 箸 敬 久	保険年金課国保給付グループ係長
檜 山 真佐樹	保険年金課国保税グループ係長
赤 羽 信 彦	保険年金課収納グループ係長
古 内 康 夫	保険年金課滞納整理グループ係長
佐 藤 真理子	保険年金課管理グループ総括 ※ 2
菊 地 由美子	保険年金課国保給付グループ総括
篠 塚 徹	保険年金課国保給付グループ総括
結 城 悦 子	保険年金課国保税グループ総括
横 塚 圭 恵	健康増進課長
塚 田 亜希子	健康増進課長補佐
吉 澤 貴 志	健康増進課企画グループ係長
鈴 木 敦 子	健康増進課健康づくりグループ係長
田 邊 亜希子	健康増進課健康診査グループ係長

※ 1 書記長

※ 2 書記

報告第 1 号
令和 5 年度国民健康保険特別会計の決算状況（見込み）について

【歳 出】 (単位：円)

区 分	予算現額 (円)	決算見込額 (円)	対予算現額 割合 (%)	前年度決算額 (円)	対前年度 決算額割合 (%)	摘 要 ※ () 内の数値は対前年増減
総 務 費	654,917,000	580,158,592	88.59	591,928,896	98.01	職員給与費，一般事務費，賦課徴収費，運営協議会費等 【対前年比 減の主な理由】職員給与費の減
保 険 給 付 費	33,652,581,000	32,670,816,320	97.08	32,776,575,464	99.68	主な保険給付費 ・療養給付費：医療機関でかかった医療費のうち，被保険者の自己負担分を除いた費用(保険者負担分)を給付（現物給付） ・療養費：医療機関で一旦全額支払った医療費のうち，後日申請により被保険者の自己負担を除いた分を支給（償還払） ・出産育児一時金：被保険者出産時に，1人当たり50万円を支給 ・葬祭費：被保険者死亡時に，1人当たり5万円を支給 【対前年比 減の主な理由】1人当たり医療費は増加したが，被保険者数が減少したことによる療養給付費等の減に伴う減 令和5年度 1人当たり医療費：406,186円（+17,649円） 令和5年度 年間平均被保険者数：93,899人（△4,685人）
国民健康保険事業費納付金	12,501,064,000	12,501,062,808	100.00	13,204,864,834	94.67	県が県全体の保険給付費に対する保険税必要収納額を算出し，県内各市町の所得や人口規模，医療費等を基に，各市町の納付金額を決定し，市町は決定された金額を県へ納付 <内訳> ・医療給付費分：県が負担する医療給付費に充てるための県への納付金 ・後期高齢者支援金等分：県が負担する後期高齢者支援金等に充てるための県への納付金 ・介護納付金分：県が負担する介護納付金に充てるための県への納付金 【対前年比 減の主な理由】県内被保険者数の減少により，県内全体の保険給付費が減少したことによる納付金の減
保 健 事 業 費	282,730,000	253,795,632	89.77	255,131,808	99.48	主な保健事業費 ・特定健康診査等事業費 <u>197,367,609円</u> 個別健診 受診者数 8,574人 集団健診 " 14,861人 計 23,435人 ・健康指導費 <u>11,871,099円</u> 医療費通知送付（年2回） 110,090件 後発医薬品差額通知送付（年3回） 11,729件 ・人間ドック・脳ドック健診料金補助金 <u>24,600,000円</u> 人間ドック補助 2,386件 脳ドック補助 74件 計 2,460件 【対前年比 減の主な理由】特定健康診査受診者数の減少に伴う委託料の減 令和5年度 特定健康診査受診者数：23,435人（△93人）
そ の 他 諸 支 出 金	258,949,000	240,370,967	92.83	284,656,439	84.44	過誤納返還金，前年度の保険給付費等交付金の精算に伴う返還金 等 【対前年比 減の主な理由】保険給付費等交付金の精算に伴う返還金の減
計	47,350,241,000	46,246,204,319	97.67	47,113,157,441	98.16	

【歳入】						(単位：円)					
区 分	予算現額（円）	決算見込額（円）	対予算現額 割合（％）	前年度決算額 （円）	対前年度決算 額割合（％）	摘 要 ※（）内の数値は対前年増減					
国 民 健 康 保 険 税	8,878,594,000	9,022,012,355	101.62	9,313,271,512	96.87						
						区分	調定額（円）	収入済額（円）	※収納率(％)	前年度 収納率(％)	収納率 対前年増減
						現年度分	9,275,106,400	8,537,736,584	91.95	90.07	1.88
						過年度分	2,775,125,259	484,275,771	17.44	19.30	△ 1.86
						合計	12,050,231,659	9,022,012,355	74.79	72.09	2.70
						※ 収納率は、収入済額から還付未済額を除いた額を調定額で除して算出					
						【対前年比 減の主な理由】被保険者数の減少に伴う保険税収の減 令和5年度 年間平均被保険者数：93,899人(△4,685人)					
国 庫 支 出 金	0	2,307,000	－	644,000	358.23	災害等に対する補助金，出産育児一時金に対する臨時補助金 等 【対前年比 増の主な理由】出産育児一時金の増額に対する国庫補助金の増					
保 険 給 付 費 等 交 付 金	34,207,179,000	33,386,728,479	97.60	33,465,374,781	99.76	療養給付費等の支給に要する費用及び保険者努力支援制度に基づく県からの交付金 ＜内訳＞ ・普通交付分：療養給付費等に必要な費用を県から交付 ・特別交付分：保険者努力支援制度分（国・県），特定健診負担金（国・県） など 【対前年比 減の主な理由】療養給付費等の減少に伴う普通交付分の減					
一 般 会 計 繰 入 金	4,007,962,000	3,800,018,074	94.81	4,058,925,325	93.62						
基 盤 安 定 繰 入 金	2,468,917,000	2,468,917,042	100.00	2,536,769,004	97.33	低所得世帯に係る保険税軽減分（県3/4，市1/4）＋保険者支援分（国1/2，県1/4，市1/4） 【対前年比 減の主な理由】保険税軽減被保険者数の減少に伴う保険税軽減分の減 令和5年度 保険税軽減被保険者数：52,627人（△2,231人）					
未就学児均等割保険税	24,379,000	24,379,154	100.00	26,871,321	90.73	未就学児の均等割保険税軽減額（5割）を公費で負担（国1/2，県1/4，市1/4） 【対前年比 減の主な理由】保険税軽減被保険者数(未就学児)の減少に伴う保険税軽減分の減 令和5年度 保険税軽減被保険者数：2,202人（△147人）					
産前産後保険税繰入金	2,300,000	912,878	39.69	－	－	〔R6.1月～〕出産被保険者の産前・産後に係る所得割及び均等割保険税軽減額を公費で負担 （国1/2，県1/4，市1/4）（R5保険税軽減被保険者数：128人）					
そ の 他 一 般 会 計 繰 入 金	1,512,366,000	1,305,809,000	86.34	1,495,285,000	87.33	法定の繰入及び法定外の繰入 【対前年比 減の主な理由】国民健康保険事業費納付金の減少に伴う繰入金の減					
						その他一般会計繰入金 内訳		予算現額(円)	決算見込額(円)	前年度決算額(円)	
						法定内の繰入	職員給与費，事務費等	875,617,000	783,748,000	811,678,000	
						法定外の繰入	医療費の現物給付実施による国庫補助減額分など	529,043,000	522,061,000	504,673,000	
							財政安定化支援事業分	107,706,000	0	178,934,000	
合 計		1,512,366,000	1,305,809,000	1,495,285,000							
そ の 他 諸 収 入	256,506,000	313,776,737	122.33	343,649,425	91.31	国民健康保険税に係る延滞金，前年度決算繰越金 等 【対前年比 減の主な理由】前年度保険給付費の精算に係る償還金の減少に伴う減					
計	47,350,241,000	46,524,842,645	98.26	47,181,865,043	98.61						

決算見込額			前年度決算額			〔参考〕国民健康保険基金の状況		
歳入額…①	46,524,842,645	円	47,181,865,043	円		5年度末残高	:	95,569,619 円
歳出額…②	46,246,204,319	円	47,113,157,441	円		5年度決算積立	:	202,000,000 円
差引額（①－②）…③	278,638,326	円	68,707,602	円		決算積立後残高	:	297,569,619 円
基金へ決算積立…④	202,000,000	円	0	円				
次年度へ繰越…⑤	76,638,326	円	68,707,602	円				

報告第 2 号
令和 6 年度国民健康保険特別会計当初予算の概要について
【 歳 出 】

(単位：円)

区 分	令和 6 年度 当初予算	前年度 当初予算	増 減	摘 要 ※ () 内の数値は対前年増減
総 務 費	1, 019, 865, 000	623, 447, 000	396, 418, 000	【主な増減理由】国が推進する「地方公共団体の情報システムの標準化」に対応するためのシステム改修費（委託料）の増加に伴う増 ○主な医療費の適正化策（一般事務費） ・レセプト点検の推進 電子データを活用した効果的・効率的な点検の実施 ・各種健康づくり情報等の提供 国保だよりの発行（特定健康診査，人間ドック・脳ドック補助，歯周病予防等） ○主な保険税の収納率向上策（賦課徴収費） ・口座振替の加入促進 新規加入者への口座振替加入勧奨の強化 ・電話・文書催告の強化 各種催告や納付案内センターと連携した現年度滞納者への効果的な催告の実施 ・臨戸訪問の実施 「滞納者実地調査業務委託」の実施 ・滞納処分の強化 財産調査の徹底，滞納処分の早期化及び強化 * 1 医療費適正化策目標値 …平成29年度対比 1 人当たり医療費増加率20. 12％以内 * 2 保険税収納率向上策目標値…現年度収納率92. 00％
保 険 給 付 費	33, 169, 454, 000	33, 664, 581, 000	△ 495, 127, 000	【主な増減理由】被保険者数の減少に伴う療養給付費の減 (被保険者数見込 R5：93, 000人 ⇒ R6：89, 000人)
国民健康保険事業費納付金	12, 735, 558, 000	12, 501, 064, 000	234, 494, 000	【主な増減理由】県による納付金算定において， 1 人当たり医療費の増加が見込まれたことによる納付金額の増 <内訳> 医療給付費分 8, 194, 049, 000円（＋235, 320, 000円） 後期高齢者支援金分 3, 381, 444, 000円（ △151, 000円） 介護納付金分 1, 160, 065, 000円（ △675, 000円） 〔参考〕 令和 6 年度 1 人当たり療養給付費見込（宇都宮市） 319, 046円（＋9, 099円）
保 健 事 業 費	279, 986, 000	283, 180, 000	△ 3, 194, 000	【主な増減理由】被保険者数の減少に伴う特定健康診査・特定保健指導に係る委託料の減 ○主な医療費の適正化策（保健事業費） ・生活習慣病の発症予防 A I を活用した効果的な特定健康診査未受診者勧奨の実施，専門オペレーターによる特定保健指導の電話利用勧奨の実施 ・生活習慣病の重症化予防 糖尿病重症化予防のための文書・電話・訪問・健診結果相談会などを活用した保健指導の実施 ・ジェネリック医薬品の普及促進 ジェネリック医薬品差額通知の送付，ジェネリック医薬品希望シールの配布などによる周知啓発 〔参考〕 主な健康づくり関連事業（一般会計） ・生活習慣病の重症化予防 糖尿病普及啓発事業，糖尿病合併症予防講習会の実施 ・地域における健康づくりの推進 健康ポイント事業，健康づくり実践活動支援事業，運動推進事業等の実施 ・事業所における健康づくりとの連携 働く人の健康づくり講演会，健康講座等の実施
そ の 他 諸 支 出 金	76, 234, 000	77, 240, 000	△ 1, 006, 000	
計	47, 281, 097, 000	47, 149, 512, 000	131, 585, 000	

区 分	令和6年度 当初予算	前年度 当初予算	増 減	摘 要 ※（）内の数値は対前年増減																																						
国 民 健 康 保 険 税	8,892,836,000	8,959,184,000	△ 66,348,000	【主な増減理由】被保険者数の減少に伴う保険税課税額の減 ○令和6年度 国民健康保険税（現年度分）の見込み - 見込課税額（世帯の総所得金額①，見込被保険者数②，見込世帯数③ 等を基に算出）×見込収納率④ ①6年度の所得水準 5年度当初課税時の水準を準用 ②被 保 険 者 数 89,000人（△4,000人） ③世 帯 数 61,000世帯（△1,400世帯） ④現年度分収納率 94.57％（＋2.89ポイント） ○主な保険税の収納率向上策（再掲） - 口座振替の加入促進 新規加入者への口座振替加入勧奨の強化 - 電話・文書催告の強化 各種催告や納付案内センターと連携した現年度滞納者への効果的な催告の実施 - 臨戸訪問の実施 「滞納者実地調査業務委託」の実施 - 滞納処分の強化 財産調査の徹底，滞納処分の早期化及び強化 ○令和6年度 国民健康保険税率等 <table><tr><th rowspan="2">区分</th><th rowspan="2">所得割（％）</th><th rowspan="2">均等割（円）</th><th rowspan="2">平等割（円）</th><th colspan="3">課税限度額（円）</th></tr><tr><th>令和6年度</th><th>前年度</th><th>差額</th></tr><tr><td>医療保険分</td><td>6.36</td><td>25,900</td><td>19,000</td><td>650,000</td><td>650,000</td><td>0</td></tr><tr><td>後期高齢者支援金分</td><td>2.55</td><td>9,800</td><td>7,200</td><td>220,000</td><td>200,000</td><td>20,000</td></tr><tr><td>介護納付金分</td><td>2.07</td><td>10,500</td><td>6,400</td><td>170,000</td><td>170,000</td><td>0</td></tr><tr><td colspan="4">合 計</td><td>1,040,000</td><td>1,020,000</td><td>20,000</td></tr></table>	区分	所得割（％）	均等割（円）	平等割（円）	課税限度額（円）			令和6年度	前年度	差額	医療保険分	6.36	25,900	19,000	650,000	650,000	0	後期高齢者支援金分	2.55	9,800	7,200	220,000	200,000	20,000	介護納付金分	2.07	10,500	6,400	170,000	170,000	0	合 計				1,040,000	1,020,000	20,000
区分	所得割（％）	均等割（円）	平等割（円）	課税限度額（円）																																						
				令和6年度	前年度	差額																																				
医療保険分	6.36	25,900	19,000	650,000	650,000	0																																				
後期高齢者支援金分	2.55	9,800	7,200	220,000	200,000	20,000																																				
介護納付金分	2.07	10,500	6,400	170,000	170,000	0																																				
合 計				1,040,000	1,020,000	20,000																																				
保 険 給 付 費 等 交 付 金	33,788,730,000	34,171,949,000	△ 383,219,000	【主な増減理由】被保険者数の減少に伴う保険給付費（歳出）の減による交付金の減 <内訳> 普通交付分：32,994,147,000円（△475,366,000円） 特別交付分： 794,583,000円（＋ 92,147,000円）																																						
一 般 会 計 繰 入 金	4,543,144,000	3,948,514,000	594,630,000																																							
基 盤 安 定 繰 入 金	2,200,417,000	2,292,418,000	△ 92,001,000	【主な増減理由】保険税軽減対象被保険者数の減少に伴う保険税軽減分の減 <内訳> 保険税軽減分：1,446,414,000円（△49,529,000円） 保険者支援分： 754,003,000円（△42,472,000円）																																						
未就学児均等割保険税繰入金	24,634,000	26,837,000	△ 2,203,000	未就学児の均等割保険税に係る軽減措置（国1/2，県1/4，市1/4） 令和6年度予算編成時 未就学児対象者見込数：1,795人（△144人）																																						
産 前 産 後 保 険 税 繰 入 金	8,398,000	－	8,398,000	出産被保険者の産前・産後の所得割及び均等割保険税に係る軽減措置（国1/2，県1/4，市1/4） 令和6年度予算編成時 出産被保険者見込数：289人																																						
そ の 他 一 般 会 計 繰 入 金	2,309,695,000	1,629,259,000	680,436,000	【主な増減理由】国民健康保険事業費納付金（歳出）の増加に伴う増 <table><tr><th colspan="2">その他一般会計繰入金 内訳</th><th>令和6年度 当初予算（円）</th><th>前年度 当初予算（円）</th><th>増減（円）</th></tr><tr><td>法定内の繰入</td><td>職員給与費，事務費など</td><td>1,192,499,000</td><td>886,827,000</td><td>305,672,000</td></tr><tr><td rowspan="2">法定外の繰入</td><td>医療費の現物給付実施による国庫補助減額分など</td><td>504,607,000</td><td>529,043,000</td><td>△ 24,436,000</td></tr><tr><td>財政安定化支援事業分</td><td>612,589,000</td><td>213,389,000</td><td>399,200,000</td></tr><tr><td colspan="2">合 計</td><td>2,309,695,000</td><td>1,629,259,000</td><td>680,436,000</td></tr></table>	その他一般会計繰入金 内訳		令和6年度 当初予算（円）	前年度 当初予算（円）	増減（円）	法定内の繰入	職員給与費，事務費など	1,192,499,000	886,827,000	305,672,000	法定外の繰入	医療費の現物給付実施による国庫補助減額分など	504,607,000	529,043,000	△ 24,436,000	財政安定化支援事業分	612,589,000	213,389,000	399,200,000	合 計		2,309,695,000	1,629,259,000	680,436,000														
その他一般会計繰入金 内訳		令和6年度 当初予算（円）	前年度 当初予算（円）	増減（円）																																						
法定内の繰入	職員給与費，事務費など	1,192,499,000	886,827,000	305,672,000																																						
法定外の繰入	医療費の現物給付実施による国庫補助減額分など	504,607,000	529,043,000	△ 24,436,000																																						
	財政安定化支援事業分	612,589,000	213,389,000	399,200,000																																						
合 計		2,309,695,000	1,629,259,000	680,436,000																																						
そ の 他 諸 収 入	56,387,000	69,865,000	△ 13,478,000																																							
計	47,281,097,000	47,149,512,000	131,585,000																																							

◎：重点施策・取組 下線：令和6年度からの変更点・新規取組等 【新規】：新規事業，【拡充】：拡充事業，【変更】：変更・見直し事業

1 保険税収納率の向上

施 策	令和5年度の主な取組と実績	令和5年度の主な取組の評価（・）と今後の方向性（⇒）	令和6年度の主な取組															
(1)口座振替の加入促進◎ 収納率の向上を図るため、金融機関等の窓口での自主納付に比べて収納率の高い、口座振替による納付を促進する。	◆口座振替加入状況 ※ 各年度8期納期限時点（2月末現在） 【目標】口座振替加入率 36.0% <table><tr><td></td><td>被保世帯</td><td>口座振替世帯</td><td>新規口座振替世帯</td><td>口座振替加入率</td></tr><tr><td>5年度</td><td>52,029世帯</td><td>18,385世帯</td><td>3,018世帯</td><td>35.3%</td></tr><tr><td>4年度</td><td>53,677世帯</td><td>18,400世帯</td><td>1,914世帯</td><td>34.3%</td></tr></table>		被保世帯	口座振替世帯	新規口座振替世帯	口座振替加入率	5年度	52,029世帯	18,385世帯	3,018世帯	35.3%	4年度	53,677世帯	18,400世帯	1,914世帯	34.3%	・令和5年7月からペイジー口座振替受付端末機の配置場所を拡大し、国保加入手続き時の勧奨を強化したことにより、新規口座振替世帯は大幅に増加した。 ⇒引き続き、窓口勧奨や周知啓発等、各種取組を推進していく。	【目標】口座振替加入率 36.0%
		被保世帯	口座振替世帯	新規口座振替世帯	口座振替加入率													
	5年度	52,029世帯	18,385世帯	3,018世帯	35.3%													
4年度	53,677世帯	18,400世帯	1,914世帯	34.3%														
①国保加入手続き時の窓口等における勧奨の強化 ・ペイジー口座振替受付端末機の配置場所を、保険年金課窓口だけでなく、全ての地区市民センター及び出張所に拡大（令和5年7月～） ・口座振替の周知啓発 [5・6・10・11・1月] 「広報うつのみや」 [4～2月] 公用車へのマグネットシートの掲出 [7～2月] 本庁舎内の庁内放送 [通年] ホームページ オリオンスクエア大型映像装置 とちぎテレビデータ放送 [随時] 関係課等と連携したPR（口座振替勧奨チラシの配布等）の実施 ・デジタルサイネージを活用した保険年金課窓口での口座振替の勧奨（4・7・8・3月）	・各種取組により口座振替加入勧奨を実施したことで、口座振替の周知が図られ、新規口座振替世帯の増加につながった。 ⇒国保加入手続き時などに「口座振替の原則化」を周知徹底し、ペイジー口座振替受付端末機やWeb口座振替受付サービスを活用した勧奨の強化により、更なる新規口座振替世帯の増加を図っていく。	①国保加入手続き時の窓口等における勧奨の強化 ・ペイジー口座振替受付端末機を活用した勧奨 ・Web口座振替受付サービスの利用勧奨（令和6年4月～）【新規】 ・口座振替の周知啓発 [5・6・10・11・1月] 「広報うつのみや」 [7～2月] 公用車へのマグネットシートの掲出 本庁舎内の庁内放送 [通年] ホームページ オリオンスクエア大型映像装置 とちぎテレビデータ放送 [随時] 関係課等と連携したPR（口座振替勧奨チラシの配布等）の実施 ・デジタルサイネージを活用した保険年金課窓口での口座振替の勧奨 ・栃木県国保連合会の国保税口座振替納付促進キャンペーン（強化期間）との連携（7・8月）【新規】																
②口座振替申込書等の送付 ・当初納税通知書への申込書の同封 ・納付案内センター文書催告時における申込書・口座振替勧奨チラシの同封 ◆当初納税通知書への申込書同封件数 <table><tr><td></td><td>送付件数</td></tr><tr><td>5年度</td><td>39,305件</td></tr><tr><td>4年度</td><td>41,251件</td></tr></table>		送付件数	5年度	39,305件	4年度	41,251件	・当初納税通知書や納付案内センターによる催告書への口座振替申込書の同封などにより、口座振替未加入者に対して効果的に勧奨することができた。 ・被保険者数の減少に伴い、当初納税通知書への申込書同封件数は減少した。 ⇒引き続き、通知等の送付などを活用し、口座振替未加入者に対する勧奨を実施していく。	②口座振替申込書等の送付 ・当初納税通知書への申込書の同封 ・納付案内センター文書催告時における申込書・口座振替勧奨チラシの同封										
	送付件数																	
5年度	39,305件																	
4年度	41,251件																	

施 策	令和 5 年度の主な取組と実績	令和 5 年度の主な取組の評価（・）と今後の方向性（⇒）	令和 6 年度の主な取組																		
(2)納税環境の整備◎ 多様化する市民ニーズやライフスタイルに対応するため、コンビニ納付やI C Tを活用した納税環境の整備を図る。	○電子納付などによる納税環境の整備 ・ 2 4 時間納付が可能なペイジー納付， コンビニ納付， キャッシュレス決済（クレジットカード・スマートフォンアプリ）による納付の利用促進 ・ 利用促進に向けた周知広報の実施（市税と一体的に「広報うつのみや」やホームページ掲載， チラシ配布等） ・ Q Rコード（e L-Q R）を印字した納付書の発行（令和 5 年 4 月～） ◆納期内納付率 ※各年度 8 期納期限時点（ 2 月末現在） <table><tr><td></td><td>調定額</td><td>収入額（※）</td><td>納期内納付率</td></tr><tr><td>5 年度</td><td>8, 707, 366 千円</td><td>6, 726, 994 千円</td><td>77. 3%</td></tr><tr><td>4 年度</td><td>9, 026, 689 千円</td><td>6, 934, 242 千円</td><td>76. 8%</td></tr></table>		調定額	収入額（※）	納期内納付率	5 年度	8, 707, 366 千円	6, 726, 994 千円	77. 3%	4 年度	9, 026, 689 千円	6, 934, 242 千円	76. 8%	・ 多様化する納税者のライフスタイルに対応できる様々な納付方法の利用促進に向け， 周知広報を進めた結果， 納期内納付率が増加した。 ⇒引き続き， 様々な納付方法を案内し， 収納率の向上に努めていく。	○電子納付などによる納税環境の整備 ・ ペイジー納付， コンビニ納付， キャッシュレス決済（クレジットカード・スマートフォンアプリ）による納付の利用促進 ・ 利用促進に向けた周知広報の実施（市税と一体的に「広報うつのみや」やホームページ掲載， チラシ配布等） ・ Q Rコード（e L-Q R）を印字した納付書の発行						
	調定額	収入額（※）	納期内納付率																		
5 年度	8, 707, 366 千円	6, 726, 994 千円	77. 3%																		
4 年度	9, 026, 689 千円	6, 934, 242 千円	76. 8%																		
(3)電話・文書催告の強化 夜間・休日を含めた電話催告や，不在者への文書催告による滞納初期段階の納税指導を実施する。 納税指導段階に合わせた催告を実施する。 * 納付案内センター 初期段階の現年度滞納者に対する電話催告や文書催告を，市税等と一体となって効率的かつ早期に実施することを目的とし，平成 21 年度に設置。「納税催告センター」から改称（R 2）。	○電話催告（納付案内センター） ・ 現年度滞納者などに対する催告を実施し，不在だった場合には 1 週間後に再架電（催告）を実施 ・ 夜間帯や休日の催告実施 ⇒平日電話催告（1 2 時～2 0 時 月～木） ⇒休日電話催告（ 9 時～1 7 時 日曜日に加え月 3 回 土曜日に実施） ◆電話催告件数（※各年度 3 月末現在） <table><tr><td></td><td>架電件数</td></tr><tr><td>5 年度</td><td>5, 429 件</td></tr><tr><td>4 年度</td><td>7, 343 件</td></tr></table> ○文書催告（納付案内センター） ・ 電話催告の不在者，電話番号不明者などに対する文書催告の実施 ◆文書催告件数（※各年度 3 月末現在） <table><tr><td></td><td>件数</td></tr><tr><td>5 年度</td><td>5, 002 件</td></tr><tr><td>4 年度</td><td>6, 527 件</td></tr></table> ◆納付約束件数 <table><tr><td></td><td>件数（電話・文書）</td></tr><tr><td>5 年度</td><td>1, 535 件</td></tr><tr><td>4 年度</td><td>2, 066 件</td></tr></table>		架電件数	5 年度	5, 429 件	4 年度	7, 343 件		件数	5 年度	5, 002 件	4 年度	6, 527 件		件数（電話・文書）	5 年度	1, 535 件	4 年度	2, 066 件	・ 初期段階の現年度滞納者や分割納付の不履行者を対象に催告を実施した。 ・ 被保険者数の減少だけでなく，納期内納付率の増加に伴い初期段階の現年度滞納者が減少したことから，電話催告件数が減少した。 ⇒引き続き， 現年度滞納者や分割納付の不履行者に対し，きめ細かに電話催告を実施していく。 ・ 電話がつながらない滞納者に対し，早期に文書による催告を行うことで，滞納の防止に努めた。 ・ 被保険者数の減少だけでなく，納期内納付率の増加に伴い初期段階の現年度滞納者が減少したことから，文書催告件数が減少した。 ⇒引き続き， 電話催告不在者や電話番号不明者などに対し文書催告を実施していく。	○電話催告 ・ 現年度滞納者などに対する催告を実施し，不在だった場合には 1 週間後に再架電（催告）を実施 ・ 夜間帯や休日の催告実施 ○文書催告 ・ 電話催告の不在者，電話番号不明者などに対する文書催告の実施
	架電件数																				
5 年度	5, 429 件																				
4 年度	7, 343 件																				
	件数																				
5 年度	5, 002 件																				
4 年度	6, 527 件																				
	件数（電話・文書）																				
5 年度	1, 535 件																				
4 年度	2, 066 件																				

* 納付案内センター
初期段階の現年度滞納者に対する電話催告や文書催告を，市税等と一体となって効率的かつ早期に実施することを目的とし，平成 21 年度に設置。「納税催告センター」から改称（R 2）。

施 策	令和５年度の主な取組と実績	令和５年度の主な取組の評価（・）と今後の方向性（⇒）	令和６年度の主な取組															
	○カラー催告（＊）・一斉催告の実施 ・滞納者へのカラー催告や分割納付不履行通知の実施 ・休日納税相談日に合わせた一斉催告における短冊形呼出状（＊）の同封 ・滞納者に意識してもらえるような工夫を凝らした催告書の送付 ◆カラー催告件数（※各年度３月末現在） <table><tr><td></td><td>発送件数</td></tr><tr><td>５年度</td><td>3,936 件</td></tr><tr><td>４年度</td><td>5,727 件</td></tr></table> ◆一斉催告件数（※各年度３月末現在） <table><tr><td></td><td>発送件数</td></tr><tr><td>５年度</td><td>18,240 件</td></tr><tr><td>４年度</td><td>19,016 件</td></tr></table>		発送件数	５年度	3,936 件	４年度	5,727 件		発送件数	５年度	18,240 件	４年度	19,016 件	・預貯金調査の電子化を導入したことで、財産調査の迅速化や滞納処分の早期判断が可能となったことから、催告件数は減少した。 ⇒引き続き、滞納処分を想定した時期に催告を送付するなど、工夫しながら実施していく。 ＊ カラー催告 滞納の状況に応じて、段階的に文面を強化し、色を変えた文書〔催告書（青）、差押警告（黄）、差押予告（赤）〕 ＊ 短冊形呼出状 滞納者に意識してもらえるような催告内容を色紙（封筒より一回り小さいサイズ）に印刷したもの	○カラー催告・一斉催告の実施 ・財産調査や滞納処分の早期実施を見据えた、カラー催告や分割納付不履行通知の実施 ・休日納税相談日に合わせた一斉催告における短冊形呼出状の同封 ・滞納者に意識してもらえるような工夫を凝らした催告書の送付			
	発送件数																	
５年度	3,936 件																	
４年度	5,727 件																	
	発送件数																	
５年度	18,240 件																	
４年度	19,016 件																	
(4)臨戸訪問の実施 電話催告や文書催告などで接触の図れない滞納者に対し職員が訪問（休日を含む。）し、徴収や納税指導，生活実態調査，財産調査を実施する。	○臨戸訪問の実施 ・高額滞納者や対応困難な滞納者に対する生活実態調査（財産調査）の実施 ・金融機関への預貯金調査などに併せた効率的な臨戸訪問の実施 ・「滞納者実地調査業務委託」の実施	・就労形態の多様化に伴い休日の臨戸訪問の効果がなくなってきたことから、平日に高額滞納者や対応困難な滞納者に対する生活実態調査（財産調査）を実施している。 ・民間委託による滞納者実地調査を実施した。 ⇒引き続き、民間活力を活用した滞納者実地調査を行い、滞納者の生活状況や財産状況を把握するとともに、滞納者との接触の必要性を見極めながら、必要に応じて職員による臨戸訪問を実施していく。	○臨戸訪問の実施 ・高額滞納者や対応困難な滞納者に対する生活実態調査（財産調査）の実施 ・金融機関への預貯金調査などに併せた効率的な臨戸訪問の実施 ・「滞納者実地調査業務委託」の実施															
(5)休日納税相談 平日に納税相談に来られない納税者に対し休日の窓口を開設し納税相談の機会を増やす。	○休日納税相談窓口の開設 ・催告書や督促状などに呼出状を同封し休日納税相談の開催を周知 ・休日納税相談の実施（５・７・１０・１２・１月年５回） ・年度末、年度始に転入出者向けの休日納税相談を実施 ◆窓口相談件数（※各年度３月末現在） <table><tr><td></td><td>窓口</td><td>電話</td><td>計</td><td>徴収金額</td></tr><tr><td>５年度</td><td>134 件</td><td>42 件</td><td>176 件</td><td>564,700 円</td></tr><tr><td>４年度</td><td>63 件</td><td>62 件</td><td>125 件</td><td>556,400 円</td></tr></table>		窓口	電話	計	徴収金額	５年度	134 件	42 件	176 件	564,700 円	４年度	63 件	62 件	125 件	556,400 円	・令和５年度は、口座振替の原則化が浸透し、年度始の休日納税相談日に口座振替加入手続きを行った納税者が多かったことから、窓口相談件数が増加した。 ⇒より効果的な周知方法を検討しながら、引き続き、休日納税相談を実施していく。	○休日納税相談窓口の開設 ・催告書や督促状などに呼出状を同封し休日納税相談の開催を周知 ・休日納税相談の実施（年５回） ・年度末、年度始に転入出者向けの休日納税相談を実施
	窓口	電話	計	徴収金額														
５年度	134 件	42 件	176 件	564,700 円														
４年度	63 件	62 件	125 件	556,400 円														

施 策	令和５年度の主な取組と実績	令和５年度の主な取組の評価（・）と今後の方向性（⇒）	令和６年度の主な取組															
(6)資格証明書・短期被保険者証（＊）の交付 滞納者との接触の機会を確保し，納税相談による滞納者の事情把握を実施することにより，状況に応じた交付を行う。 ＊ 資格証明書 特別な事情等なく，１年以上保険税を滞納した場合に交付するもの（医療機関窓口で１０割を負担） ＊ 短期被保険者証 １年以上滞納がある者のうち，定期的な納付がある場合，有効期限の短い被保険者証を交付するもの	○資格証明書・短期被保険者証の交付 ・資格証明書，短期被保険者証の状況に応じた交付 ◆交付件数（※８月１日現在〔保険証更新時〕） <table><tr><td></td><td>資格証明書</td><td>短期被保険者証</td></tr><tr><td>５年度</td><td>2,094 件</td><td>1,174 件</td></tr><tr><td>４年度</td><td>2,152 件</td><td>1,408 件</td></tr></table>		資格証明書	短期被保険者証	５年度	2,094 件	1,174 件	４年度	2,152 件	1,408 件	・資格証明書，短期被保険者証の交付・更新の際に，事前の納税相談や滞納者の弁明の機会を確保するなど適切に対応した結果，交付件数が減少した。 ⇒令和６年１２月２日より現行の健康保険証（資格証明書，短期被保険者証を含む。）が廃止されることから，資格証明書・短期被保険者証の交付について見直しを行う。	○資格証明書・短期被保険者証の交付見直し ・令和６年１２月２日より現行の健康保険証（資格証明書，短期被保険者証を含む。）が廃止されることを踏まえ，令和６年度の更新時（例年８月１日更新）には資格証明書・短期被保険者証を原則交付しないこととする。【変更】 【今後の対応策】 ・資格証明書・短期被保険者証を交付しないことにより，これまでの交付に要していた時間が削減されるため，預貯金調査の電子化等を十分活用して財産調査を徹底し，納付資力を有する滞納者に対しては，差押等の滞納処分を強化する。						
	資格証明書	短期被保険者証																
５年度	2,094 件	1,174 件																
４年度	2,152 件	1,408 件																
(7)滞納処分の強化◎ 督促・催告を受けても反応のない者に対し，預貯金等の財産調査を実施するなど生活状況を考慮した上で差押を実施する。	○差押の執行 ・納付資力があるにもかかわらず，納付や相談のない長期・高額滞納者に対する差押の執行と換価の早期実施 ・現年度のための滞納者に対する差押の早期着手 ◆差押件数・収納額（※各年度３月末現在） <table><tr><td></td><td>件数 （うち債権）</td><td>収納額</td></tr><tr><td>５年度</td><td>944 件 (941 件)</td><td>101,595 千円</td></tr><tr><td>４年度</td><td>576 件 (576 件)</td><td>65,584 千円</td></tr></table> ※債権：預貯金，生命保険，給与等		件数 （うち債権）	収納額	５年度	944 件 (941 件)	101,595 千円	４年度	576 件 (576 件)	65,584 千円	・滞納者の財産状況を早期に把握するため預貯金調査の電子化を導入し財産調査を徹底するとともに，長期・高額滞納者への換価性の高い債権を中心とした効果的な差押の執行や，現年度のための滞納者に対する差押の早期化に取り組んだことで，差押件数，収納額ともに増加した。 ・栃木県国保連合会の徴収アドバイザーの派遣を受け，搜索，公売，換価の実地研修を実施するなど，滞納処分のスキル向上を図った。 ⇒引き続き，滞納者の状況把握を徹底し，差押，搜索，執行停止の早期実施につなげていく。	○差押の執行 ・納付資力があるにもかかわらず，納付や相談のない長期・高額滞納者に対する差押，搜索の執行と換価の早期実施 ・現年度のための滞納者に対する差押の早期着手						
	件数 （うち債権）	収納額																
５年度	944 件 (941 件)	101,595 千円																
４年度	576 件 (576 件)	65,584 千円																
(8)特別収納対策室（納税課）との連携 市税等と一体的に効果的な滞納処分を行うため特別収納対策室（＊）との連携を図る。 ＊ 特別収納対策室 長期・高額滞納者に対する滞納整理を，市税等と一体的に行うことを目的とし，平成22年度に設置	○特別収納対策室と連携した滞納整理 ・市税滞納と重複している長期・高額滞納者の移管 ・遠隔地に居住し連絡の取れない滞納者についての居住の有無や生活状況等の実地調査の依頼 ・特別収納対策室が実施する搜索に参加するなど，連携した滞納整理を実施 ◆特別収納対策室への移管状況（※各年度３月末現在） <table><tr><td></td><td>移管 件数</td><td>昨年までに 差押済</td><td>差押件数 （うち債権）</td><td>収納額</td></tr><tr><td>５年度</td><td>207 件</td><td>63 件</td><td>52 件 (50 件)</td><td>35,859 千円</td></tr><tr><td>４年度</td><td>190 件</td><td>87 件</td><td>69 件 (69 件)</td><td>35,444 千円</td></tr></table> ※移管基準 １年以上納付・相談がなく，５０万円以上滞納		移管 件数	昨年までに 差押済	差押件数 （うち債権）	収納額	５年度	207 件	63 件	52 件 (50 件)	35,859 千円	４年度	190 件	87 件	69 件 (69 件)	35,444 千円	・特別収納対策室での効果的・効率的な滞納整理により，収納額は増加した。 ・遠隔地に居住し連絡の取れない滞納者の実地調査については，保険年金課で実施している「滞納者実地調査業務委託」と統合して実施した。 ⇒引き続き，特別収納対策室と連携し，滞納整理を推進していく。	○特別収納対策室と連携した滞納整理 ・市税滞納と重複している長期・高額滞納者の移管 ・特別収納対策室が実施する搜索に参加するなど，連携した滞納整理を実施
	移管 件数	昨年までに 差押済	差押件数 （うち債権）	収納額														
５年度	207 件	63 件	52 件 (50 件)	35,859 千円														
４年度	190 件	87 件	69 件 (69 件)	35,444 千円														

施 策	令和５年度の主な取組と実績	令和５年度の主な取組の評価（・）と今後の方向性（⇒）	令和６年度の主な取組												
(9)二重資格の解消 社会保険に加入しているながら、国保の脱退手続きが未了のため、国保との二重加入となっている者については、随時手続き勧奨を行い、資格適正化を推進し適正課税を行う。	○二重資格の解消 ・令和４年度までは「社会保険オンラインシステム（＊）（ねんきんネット）」の情報を活用していたが、令和５年度からは国からの通知により、抽出方法を「オンライン資格確認等システム（＊）」へ見直しを行い、社会保険加入の可能性がある者に対して、国保脱退届出の勧奨通知を送付 ◆勧奨通知件数（※各年度３月末現在） <table><tr><td></td><td>件 数</td></tr><tr><td>５年度</td><td>952 件</td></tr><tr><td>４年度</td><td>176 件</td></tr></table> ・国保脱退届出勧奨通知の送付者について、届出のあった者の国保資格喪失処理を実施するとともに、届出がない場合も「オンライン資格確認等システム」の情報に基づき、職権による国保資格喪失処理を実施 ◆届出及び職権による国保資格喪失処理件数（※各年度３月末現在） <table><tr><td></td><td>件 数</td></tr><tr><td>５年度</td><td>760 件（うち職権によるもの 311 件）</td></tr><tr><td>４年度</td><td>123 件（うち職権によるもの 64 件）</td></tr></table> ・国から提供される資格重複状況結果一覧による職権喪失		件 数	５年度	952 件	４年度	176 件		件 数	５年度	760 件（うち職権によるもの 311 件）	４年度	123 件（うち職権によるもの 64 件）	・「広報うつのみや」やホームページなどの周知による資格の適正化が推進されていることに加え、「オンライン資格確認等システム」を活用し、対象者へ勧奨通知を送付した。 「社会保険オンラインシステム（ねんきんネット）」は年金被保険者がデータ抽出の対象であったが、「オンライン資格確認等システム」へ見直しが行われ、年齢の制限がなくなったことで、世帯内の資格重複者すべてが勧奨通知対象者となり、職権による資格喪失処理が可能になったことから、二重資格の解消が進み、資格の適正化が図られた。 ⇒引き続き、「オンライン資格確認等システム」を活用した社会保険加入の履歴確認を実施し、二重資格解消のための届出勧奨と職権処理を実施していく。 ＊ 社会保険オンラインシステム 年金被保険者の加入状況等の情報を管理する日本年金機構のオンラインシステムの名称 対象者：２０～６０歳 ＊ オンライン資格確認等システム 医療保険者が加入者情報を「医療保険者等向け中間サーバー」へ登録することにより、直近の資格情報等（加入している医療保険や自己負担限度額等）が確認できるシステムの名称 対象者：年齢制限なし	○二重資格の解消 ・国保脱退届出の勧奨通知を送付 ・届出及び職権による国保資格喪失処理の実施 ・国から提供される資格重複状況結果一覧による職権喪失
	件 数														
５年度	952 件														
４年度	176 件														
	件 数														
５年度	760 件（うち職権によるもの 311 件）														
４年度	123 件（うち職権によるもの 64 件）														

指 標		実 績									
《計画の目標値》 ○現年度収納率											
令和 5 年度	目標	9 1 . 6 8 %	➡	9 1 . 9 5 %	【国保経営改革プランでの目標値】 令和6年度 9 2 . 0 0 %						
令和 4 年度		9 1 . 3 0 %	➡	9 0 . 0 7 %							
令和 3 年度		8 9 . 3 0 %	➡	8 9 . 6 6 %							
【参 考】現年度収納率の推移		(単位：％)									
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
現年度 収納率	86.05	86.43	86.74	87.28	87.53	87.68	88.78	89.66	90.07	91.95	
前年度比	+0.41	+0.38	+0.31	+0.54	+0.25	+0.15	+1.10	+0.88	+0.41	+1.88	
(%)											
第1次経営改革プラン（平成26年度、平成29年度の延伸を含む）						第2次経営改革プラン					
・令和5年度の収納率については、ペイジー口座振替受付端末機の配置場所を保険年金課窓口だけでなく全ての地区市民センター及び出張所に拡大するなど、口座振替の加入促進を図ったことや、滞納者の状況把握の迅速化により差押を強化したことなどから大幅に向上した。											

2 医療費の適正化

施 策	令和５年度の主な取組と実績	令和５年度の主な取組の評価（・）と今後の方向性（⇒）	令和６年度の主な取組								
(10)ジェネリック医薬品の普及促進 ジェネリック医薬品の情報提供等に取り組むとともに宇都宮市薬剤師会と連携した取組を検討し、更なる普及を促進する。	【ジェネリック医薬品の普及促進】 ◆使用率（数量シェア）（※各年度９月調剤分） 【目標】使用率（数量シェア）：８０％ <table><tr><td></td><td>使用率</td></tr><tr><td>５年度</td><td>81.2%</td></tr><tr><td>４年度</td><td>79.4%</td></tr></table>		使用率	５年度	81.2%	４年度	79.4%	・ジェネリック医薬品の使用率は、令和４年１１月調剤分からは目標値の８０％に到達し、以後、毎月８０％台を維持している。 ⇒引き続き、ジェネリック医薬品の使用率が維持されるよう、普及促進の取組を推進していく。	【ジェネリック医薬品の普及促進】 ◆使用率（数量シェア）（※９月調剤分） 【目標】使用率（数量シェア）：８０％		
		使用率									
	５年度	81.2%									
	４年度	79.4%									
	①ジェネリック医薬品差額通知の送付及び削減効果 ・ジェネリック医薬品差額通知の作成基準及び発送月 <table><tr><td>発送月</td><td>作成基準</td></tr><tr><td>５年度</td><td>ア) 差額(月) １円以上 イ) 投薬期間 ７日以上 ウ) 発送時期 ４か月毎(年３回：５・９・１月)</td></tr><tr><td>４年度</td><td>ア) 差額(月) １円以上 ※令和４年５月分のみ差額３００円以上で送付 イ) 投薬期間 ７日以上 ウ) 発送時期 ４か月毎(年３回：５・９・１月)</td></tr></table>	発送月	作成基準	５年度	ア) 差額(月) １円以上 イ) 投薬期間 ７日以上 ウ) 発送時期 ４か月毎(年３回：５・９・１月)	４年度	ア) 差額(月) １円以上 ※令和４年５月分のみ差額３００円以上で送付 イ) 投薬期間 ７日以上 ウ) 発送時期 ４か月毎(年３回：５・９・１月)	・差額通知の送付数は増加したが、ジェネリック医薬品の供給不足の影響などから、令和４年度の同時期よりも削減効果額が低下している。 ⇒ジェネリック医薬品に係る動向等を注視するとともに、引き続き、差額通知の送付や啓発用チラシの配布を実施していく。	①ジェネリック医薬品差額通知の送付 ・ジェネリック医薬品差額通知の送付 ア) 差額(月) １円以上 イ) 投薬期間 ７日以上 ウ) 発送時期 ４か月毎 (年３回：５・９・１月) ・宇都宮市薬剤師会と連携を図りながら、 <u>差額通知の対象とする医薬品の見直しを行う。【拡充】</u>		
発送月	作成基準										
５年度	ア) 差額(月) １円以上 イ) 投薬期間 ７日以上 ウ) 発送時期 ４か月毎(年３回：５・９・１月)										
４年度	ア) 差額(月) １円以上 ※令和４年５月分のみ差額３００円以上で送付 イ) 投薬期間 ７日以上 ウ) 発送時期 ４か月毎(年３回：５・９・１月)										
◆差額通知送付件数・削減効果 (※各年度翌年６月末現在) 【目標】削減効果額：25,000千円 <table><tr><td></td><td>送付件数</td><td>削減効果額</td></tr><tr><td>５年度</td><td>11,729件</td><td>15,386千円</td></tr><tr><td>４年度</td><td>11,246件</td><td>20,874千円</td></tr></table>		送付件数	削減効果額	５年度	11,729件	15,386千円	４年度	11,246件	20,874千円		◆差額通知削減効果 【目標】削減効果額：25,000千円
	送付件数	削減効果額									
５年度	11,729件	15,386千円									
４年度	11,246件	20,874千円									
②周知広報 [加入手続き時、被保険者証更新時、限度額証交付時] ・「希望シール」の配付 [限度額証交付時] ・啓発チラシの配布 [７月] ・「国保だより」 [１１月] ・オリオンスクエアの大型映像装置 [通年] ・ホームページ ・宇都宮市薬剤師会との連携による周知	・「希望シール」の配付や「国保だより」の送付等の各種周知広報を行ったほか、窓口で啓発チラシを配布した。 ⇒引き続き、普及啓発を行い、使用率の維持・増加を図っていく。	②周知広報 [加入手続き時、被保険者証更新時、限度額証交付時] ・「希望シール」の配付 [限度額証交付時] ・啓発チラシの配布 [７月] ・「国保だより」 [１１月] ・オリオンスクエアの大型映像装置 [通年] ・ホームページ ・宇都宮市薬剤師会との連携による周知									

施 策	令和５年度の主な取組と実績	令和５年度の主な取組の評価（・）と今後の方向性（⇒）	令和６年度の主な取組																														
(11)適正受診の推進 医療費に関する認識を高めるため、医療費通知を送付することや、レセプトデータを効果的に活用し、多受診・重複受診者への適正受診を促進することにより、医療費の適正化を図る。	【多受診・重複受診者（＊）への保健指導】 ・多受診・重複受診者に対し、文書、電話、訪問による保健指導を実施 ・適正受診を推奨するリーフレットを医療費通知や納税通知書に同封 ・宇都宮市薬剤師会との情報交換の実施 ・多受診・重複受診者の指導対象となる基準に近い状況の者に対し、啓発用チラシを送付 * 多受診 一月に同一疾病で同一診療科目の通院日数が合計15日以上となる通院を3か月以上継続 * 重複受診 同一疾病で同一診療科目の4機関以上の医療機関への通院を3か月以上継続 ◆指導実績（※各年度３月末現在） 【目標】指導回数：２００回 <table><tr><th></th><th>対象者（A）</th><th>指導回数</th><th>改善確認者（B）</th><th>改善割合（B／A）</th></tr><tr><td>５年度</td><td>151 名</td><td>71 回</td><td>27 名</td><td>17.9%</td></tr><tr><td>４年度</td><td>167 名</td><td>62 回</td><td>46 名</td><td>27.5%</td></tr></table>		対象者（A）	指導回数	改善確認者（B）	改善割合（B／A）	５年度	151 名	71 回	27 名	17.9%	４年度	167 名	62 回	46 名	27.5%	・多受診・重複受診者への保健指導については、文書、電話による保健指導を継続して実施したほか、医療費通知等に適正受診に関するリーフレットを同封するなど、周知啓発にも努めたが、目標値には到達しなかった。 ・新たに指導対象となる人が減少しているが、再度の指導を行ったことから、指導回数は増加した。 ・令和５年度は、効果的な指導を実施するため、宇都宮市薬剤師会と意見交換を行ったほか、改善が見込まれる対象者について重点的に指導を行った。 ⇒引き続き、適正受診に向けた保健指導等について、宇都宮市薬剤師会との連携を図り、事業を実施していく。 また、多受診・重複受診者の指導対象となる基準には満たないものの、重複頻回受診の傾向がある者についても、適正受診を啓発していく。	【多受診・重複受診者への保健指導】 ・多受診・重複受診者に対し、文書、電話、訪問による保健指導を実施 ・適正受診を推奨するリーフレットを医療費通知や納税通知書に同封 ・保健指導の内容や、多受診・重複受診が疑われる者への対応について、宇都宮市薬剤師会との意見交換を実施 ・多受診・重複受診者の指導対象となる基準に近い状況の者に対し、啓発用チラシを送付 ◆指導実績 【目標】指導回数：２００回 ・対象者を見直し、指導回数の増加を図る。															
	対象者（A）	指導回数	改善確認者（B）	改善割合（B／A）																													
５年度	151 名	71 回	27 名	17.9%																													
４年度	167 名	62 回	46 名	27.5%																													
(12)レセプト点検等の推進 効果的・効率的なレセプト点検や療養費の患者調査等を実施し、適正な給付管理を図る。	【レセプト点検】 ・資格点検や内容点検等を効果的・効率的に実施 ・点検員のスキルアップのための各種研修への参加 ・実施体制(点検員)：医療事務資格を有する会計年度任用職員 7 名 ◆レセプト点検による効果 【目標】財政効果額：150,000 千円（各年度５月末現在） <table><tr><th></th><th></th><th>資格点検</th><th>内容点検</th><th>不正不当利得等</th><th>合計</th></tr><tr><td>令和５年度</td><td>過誤調整件数(件)</td><td>6,526</td><td>6,419</td><td>808</td><td>13,753</td></tr><tr><td>総点件数 1,699 千件</td><td>財政効果額(千円)</td><td>107,687</td><td>29,101</td><td>31,092</td><td>167,880</td></tr><tr><td>令和4年度</td><td>過誤調整件数(件)</td><td>6,901</td><td>6,630</td><td>738</td><td>14,269</td></tr><tr><td>総点件数 1,737 千件</td><td>財政効果額(千円)</td><td>87,737</td><td>37,041</td><td>20,012</td><td>144,790</td></tr></table> * 不正不当利得：資格喪失後、被保険者証を使用した場合や労災等の法令により給付を受けられることとなった場合など			資格点検	内容点検	不正不当利得等	合計	令和５年度	過誤調整件数(件)	6,526	6,419	808	13,753	総点件数 1,699 千件	財政効果額(千円)	107,687	29,101	31,092	167,880	令和4年度	過誤調整件数(件)	6,901	6,630	738	14,269	総点件数 1,737 千件	財政効果額(千円)	87,737	37,041	20,012	144,790	・資格点検を効果的・効率的に実施したことにより、全体の財政効果額の目標値を上回った。 ⇒引き続き、研修会等を活用し、効果的・効率的な点検を実施していく。	【レセプト点検】 ・資格点検や内容点検等を効果的・効率的に実施 ・点検員のスキルアップのため、各種研修への参加や点検項目の共有を目的とした定例ミーティングを実施 ・実施体制（点検員）：医療事務資格を有する会計年度任用職員 7 名 ◆レセプト点検による効果 【目標】財政効果額：150,000 千円
		資格点検	内容点検	不正不当利得等	合計																												
令和５年度	過誤調整件数(件)	6,526	6,419	808	13,753																												
総点件数 1,699 千件	財政効果額(千円)	107,687	29,101	31,092	167,880																												
令和4年度	過誤調整件数(件)	6,901	6,630	738	14,269																												
総点件数 1,737 千件	財政効果額(千円)	87,737	37,041	20,012	144,790																												

3 保健事業の推進

施 策	令和５年度の主な取組と実績	令和５年度の主な取組の評価（・）と今後の方向性（⇒）	令和６年度の主な取組																											
(13)生活習慣病の発症予防◎ 【特定健康診査】 生活習慣病を予防し、被保険者の健康保持と将来にわたる医療費の適正化に資するため、特定健康診査の周知啓発や、受診しやすい環境整備を行うほか、未受診者への効果的な勧奨を行い、受診率の向上を図る。	【特定健康診査】 ◆特定健康診査受診率 【目標】 ６０％ <table><tr><th></th><th colspan="3">３月末（年度末）現在</th><th colspan="3">確定値</th></tr><tr><th>対象者数 （名）</th><th>受診者数 （名）</th><th>受診率 （％）</th><th>対象者数 （名）</th><th>受診者数 （名）</th><th>受診率 （％）</th></tr><tr><td>５年度</td><td>63,681</td><td>15,705 (17,365)</td><td>24.7</td><td>速報値</td><td>－</td><td>－</td></tr><tr><td>４年度</td><td>67,261</td><td>16,066 (17,811)</td><td>23.9</td><td>66,523</td><td>19,647</td><td>29.5</td></tr></table> ※（ ）は、年度の途中に、国保の資格を喪失した者を含んでいる。 ※令和５年度３月末の数値は速報値であり、令和６年１１月に確定予定		３月末（年度末）現在			確定値			対象者数 （名）	受診者数 （名）	受診率 （％）	対象者数 （名）	受診者数 （名）	受診率 （％）	５年度	63,681	15,705 (17,365)	24.7	速報値	－	－	４年度	67,261	16,066 (17,811)	23.9	66,523	19,647	29.5	・様々な媒体による周知啓発やＡＩを活用した未受診者勧奨（はがき・ＳＭＳ），勧奨はがきへ健診内容・意義等をお知らせする動画のＱＲコードの掲載（４０～５０代），受診機会の拡充等の各種取組を実施したことから、令和５年度３月末時点で全体の受診率は、令和４年度と比較し、０．８ポイント上昇した。 ⇒引き続き、受診率の向上に向け、様々な媒体による周知啓発やＡＩを活用した効果的な未受診者勧奨の実施（はがき・ＳＭＳ），受診機会の拡充等に取り組んでいく。さらには未受診者勧奨の効果を検証し、効果的な手法を検討していく。	【特定健康診査】 ◆特定健康診査受診率 【目標】 ３１％ ※第３期宇都宮市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）・第４期宇都宮市特定健康診査等実施計画で定めた目標値
		３月末（年度末）現在			確定値																									
対象者数 （名）	受診者数 （名）	受診率 （％）	対象者数 （名）	受診者数 （名）	受診率 （％）																									
５年度	63,681	15,705 (17,365)	24.7	速報値	－	－																								
４年度	67,261	16,066 (17,811)	23.9	66,523	19,647	29.5																								
	①様々な媒体による周知啓発 〔７月〕 ・「国保だより」 ・啓発グッズによる受診勧奨 ・ミヤラジを活用した健診情報の発信 ・ＪＲ宇都宮駅西口に受診啓発横断幕掲示 〔８月〕 ・健康ポイントアプリを活用した健康情報発信 〔９月〕 ・商工会議所等を通じて、退職後も継続した受診を促すため市の健診案内をメルマガにて周知 〔１０月〕 ・オリオンスクエアの大型映像装置による周知 〔通年〕 ・「広報うつのみや」での健診日程の掲載 ・「健康づくりのしおり」での健診日程等の掲載 ・新規国保加入者への健診案内チラシ配布 ・公用車へのマグネットシート掲出（18台） ・国保連と連携したYouTubeによる広報 〔随時〕 ・ポスター掲示（医療機関等） ・周知啓発文言入り封筒の使用 ・デジタルサイネージを活用した保険年金課窓口での広報（４・７・８・３月）	・「広報うつのみや」や「国保だより」，健康ポイントアプリなどを活用した周知に加え，新規国保加入者への健診案内チラシの配布を継続するなど，様々な媒体による周知啓発を行ったことで健診受診率の向上を図った。 ⇒引き続き，定期的な健康管理や生活習慣病予防のための健診受診の重要性等の周知啓発とともに，デジタルサイネージによる広報を実施するなどあらゆる機会をとらえて周知啓発を行う。	①様々な媒体による周知啓発 〔７月〕 ・「国保だより」 ・啓発グッズによる受診勧奨 ・ミヤラジを活用した健診情報の発信 ・ＪＲ宇都宮駅西口に受診啓発横断幕掲示 〔８月〕 ・健康ポイントアプリを活用した健康情報発信 〔９月〕 ・商工会議所等を通じて，退職後も継続した受診を促すため市の健診案内をメルマガにて周知 〔１０月〕 ・オリオンスクエアの大型映像装置による周知 〔通年〕 ・「広報うつのみや」での健診日程の掲載 ・「健康づくりのしおり」での健診日程等の掲載 ・新規国保加入者への健診案内チラシ配布 ・公用車へのマグネットシート掲出（18台） ・国保連と連携したYouTubeによる広報 〔随時〕 ・ポスター掲示（医療機関等） ・周知啓発文言入り封筒の使用 ・デジタルサイネージを活用した保険年金課窓口での広報																											

施 策	令和５年度の主な取組と実績	令和５年度の主な取組の評価（・）と今後の方向性（⇒）	令和６年度の主な取組
	②未受診者対策の強化 【通知（年間３回）】 はがき１回目（７月：38,046件送付） はがき２回目（１１月：19,474件送付） SMS勸奨の実施（７月～１１月：15,944件） ＡＩを活用した受診勸奨通知の送付（過去の受診歴等から受診行動に繋がりやすい対象者をＡＩにて選定し、そのタイプ別に応じた内容で通知） ・不定期受診者、前年度国保加入者 ・過去未受診者のうちＡＩ分析により受診確率が高い者 ・勸奨はがきを送付する４０～５０代に健診の内容や意義をお知らせする動画のＱＲコードを掲載 ・携帯電話保有者へSMSによる受診勸奨を実施 はがき３回目（１月：10,014件送付） 追加健診の日程や会場などを記載した通知の送付 ・４０～４２歳未受診者 ・今年度新規国保加入者 ・７月勸奨対象者のうち受診確率の高い者 ※７・１１月発送者を除く 【その他】 ・特定健康診査、人間ドック、がん検診、歯科検診のいずれかを受診すると年に１回５０ポイント付与	・ＡＩを活用した受診勸奨に取り組み、新型コロナウイルス感染症の影響で低下した受診率は、令和６年５月末速報値で３０．４％となり、過去最高値を記録した。 ・特に、「健診未経験者」のうち、生活習慣病由来の通院履歴がない被保険者の受診率が上昇しており、効果的な勸奨対象者の選定ができた。 ⇒引き続き、ＡＩを活用した受診勸奨（はがき・SMS）を行うことで、不定期受診者の受診の定着化と前年度国保加入者の受診率の底上げを図る。 また、「健診未経験者」については、ＡＩ分析による受診行動につながりやすい対象者への勸奨を実施し、新規受診者の掘り起しを図る。	②未受診者対策の強化 ・ＡＩを活用した受診勸奨通知の送付（７月：37,000件・１１月：18,000件） ・SMS勸奨の実施（７月～１２月：18,000件） ・４０歳到達者や今年度新規国保加入者等を対象とした受診勸奨通知の送付（１月：10,000件） ・特定健康診査、人間ドック、がん検診、歯科検診のいずれかを受診すると年に１回５０ポイント付与 ・宇都宮市医師会など関係団体と連携した効果的な受診勸奨方法の検討【新規】 ・ＡＩを活用した受診勸奨の効果検証を行い、新たな手法の検討【新規】
	③受診機会の拡充（環境整備） ・人間ドック・脳ドック健診との同時受診 ・特定健康診査の受診機会の確保（個別医療機関１９４機関，集団健診実施回数４３７回） ・地区巡回健診等において、市民ニーズに即した総合健診や土日健診などの実施回数等の拡大 ・出前健診（自治会や各団体などの要請に応じて開催）の実施 ・全国健康保険協会栃木支部との共催（タイアップ）健診の実施 ・国保健診（国保加入者対象）の実施（ＪＡうつのみや南部支所等を会場とした健診・４回） ・予約しやすい環境の整備（集団健診予約センター〔電話〕，集団健診予約システム〔WEB〕）の運用	・年間を通じて、地区巡回健診において、市民ニーズの高い総合健診等の実施回数を拡大することや地区市民センターなどの市民にとって身近な会場で健診を実施することで、受診しやすい環境を整備することができた。 ⇒引き続き、市民の受診動向等を踏まえ、集団健診の会場や日程の設定等に取り組み、受診機会の確保を図る。	③受診機会の拡充（環境整備） ・人間ドック・脳ドック健診との同時受診 ・特定健康診査の受診機会の確保（個別医療機関１９２機関，集団健診実施回数３８２回予定） ・地区巡回健診において、市民ニーズに即した総合健診の定員数の拡大 ・出前健診（自治会や各団体などの要請に応じて開催）の実施 ・全国健康保険協会栃木支部との共催（タイアップ）健診の実施 ・国保健診（国保加入者対象）の実施（ＪＡうつのみや南部支所等を会場とした健診） ・予約しやすい環境の整備（集団健診予約センター〔電話〕，集団健診予約システム〔WEB〕）の運用

施 策	令和５年度の主な取組と実績	令和５年度の主な取組の評価（・）と今後の方向性（⇒）	令和６年度の主な取組																																
(13)生活習慣病の発症予防◎ 【特定保健指導】 特定健診の結果，生活習慣の改善のための特定保健指導が必要な対象者に対し，確実に指導を実施できるよう，環境整備を行い，特定保健指導実施率（*）の向上を図る。	【特定保健指導】 ◆特定保健指導実施率 【目標】 6 0 % <table><tr><th></th><th colspan="4">3 月 末（年度末）現在</th><th colspan="3">確定値</th></tr><tr><th></th><th>対象者数 （名）</th><th>初回 （名）</th><th>終了 （名）</th><th>実施率 （％）</th><th>対象者数 （名）</th><th>終了者数 （名）</th><th>実施率 （％）</th></tr><tr><td>5 年 度</td><td>1, 485</td><td>170</td><td>85</td><td>5. 7</td><td>速報値</td><td>－</td><td>－</td></tr><tr><td>4 年 度</td><td>1, 476</td><td>140</td><td>68</td><td>4. 6</td><td>1, 880</td><td>463</td><td>24. 6</td></tr></table> ※令和５年度３月末の数値は速報値であり，令和６年１１月に確定予定		3 月 末（年度末）現在				確定値				対象者数 （名）	初回 （名）	終了 （名）	実施率 （％）	対象者数 （名）	終了者数 （名）	実施率 （％）	5 年 度	1, 485	170	85	5. 7	速報値	－	－	4 年 度	1, 476	140	68	4. 6	1, 880	463	24. 6	・ 集団健診会場での周知啓発や，はがき・電話による個別勧奨など各種取組を実施したことから，令和５年度３月末時点で全体の実施率は，令和４年度と比較し，１．１ポイント上昇した。 ⇒引き続き，特定保健指導を利用しやすい環境整備や普及啓発，個別利用勧奨を実施することで実施率の向上を目指していく。	【特定保健指導】 ◆特定保健指導実施率 【目標】 2 6 % ※第３期宇都宮市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）・第４期宇都宮市特定健康診査等実施計画で定めた目標値
	3 月 末（年度末）現在				確定値																														
	対象者数 （名）	初回 （名）	終了 （名）	実施率 （％）	対象者数 （名）	終了者数 （名）	実施率 （％）																												
5 年 度	1, 485	170	85	5. 7	速報値	－	－																												
4 年 度	1, 476	140	68	4. 6	1, 880	463	24. 6																												
* 特定保健指導実施率 特定保健指導（動機付け支援は初回・最終評価の全２回，積極的支援は初回・中間・最終評価の全３回）を実施した者のうち，それぞれ最終評価まで３か月継続実施した者の割合	①環境整備 ・ 健診サポート事業 健診結果相談会での特定保健指導実施（８２回） 市内５か所（保健所，市保健センター，地区市民センター〔平石・姿川・国本〕） ・ 健診結果相談会以外の日程での随時実施 ・ ＩＣＴを活用した健診結果相談会の実施 ・ 個別医療機関等における特定保健指導の実施 ・ 一部実施機関において，集団健診当日の初回面接の分割実施（２会場） ・ 特定保健指導技術の向上に向けた特定保健指導従事者研修会の開催（２月頃） ②特定保健指導の普及啓発・個別利用勧奨【健診サポート事業】 ・ 通知による勧奨 特定保健指導対象者に対し，直近の健診結果相談会の日程等を盛込んだ利用勧奨通知（はがき）を送付 通知による勧奨実績 １，６４５人 ・ 専門オペレーターによる電話勧奨 通知発送から約１週間後に，特定保健指導未利用者に対し電話勧奨を実施 電話による勧奨実績 １，３８６人 勧奨実施者（通知・電話）のうち健診結果相談会予約者数 ３７４人（２２．７％） ・ 集団健診会場において，特定保健指導の周知啓発チラシの配付	・ 地区市民センターなどの市民にとって身近な会場で，健診結果相談会を開催し，健診結果の説明やその結果に伴う生活習慣の改善に向けた支援を実施した。 ⇒今後は，健診結果相談会の利用者増加に向け，開催回数を増やすことに加え，土日にも開催し，対象者が利用しやすい環境整備に取り組んでいく。 また，引き続きＩＣＴを活用した健診結果相談会を実施し，対象者の利便性向上にも取り組んでいく。 ・ 全ての特定保健指導の対象者に対し，利用勧奨通知を発送することと通知発送後，約１週間後に専門オペレーターによる電話勧奨を併せて実施したことで，374人（22.7％）を健診結果相談会の予約につなげることができた。 ⇒引き続き，普及啓発に加え，利用勧奨通知及び専門オペレーターによる電話勧奨を併せた個別利用勧奨を実施していく。	①環境整備 ・ 健診サポート事業 健診結果相談会での特定保健指導実施（８８回） 市内５か所（保健所，市保健センター，地区市民センター〔平石・姿川・国本〕） ・ 健診結果相談会の土日開催【新規】 ・ 健診結果相談会以外の日程での随時実施 ・ ＩＣＴを活用した健診結果相談会の実施 ・ 個別医療機関等における特定保健指導の実施 ・ 一部実施機関において，集団健診当日の初回面接の分割実施 ・ 特定保健指導技術向上に向けた特定保健指導従事者研修会の開催（２月頃） ・ <u>ＩＣＴを活用した新たな特定保健指導の検討【新規】</u> ②特定保健指導の普及啓発・個別利用勧奨【健診サポート事業】 ・ 通知による勧奨 特定保健指導対象者に対し，直近の健診結果相談会の日程等を盛込んだ利用勧奨通知（はがき）を送付 ・ 専門オペレーターによる電話勧奨 通知発送から約１週間後に，特定保健指導未利用者に対し電話勧奨を実施 ・ 集団健診会場において，特定保健指導の周知啓発チラシの配付																																

施 策	令和５年度の主な取組と実績	令和５年度の主な取組の評価（・）と今後の方向性（⇒）	令和６年度の主な取組																					
(13)生活習慣病の発症予防◎ 【人間ドック・脳ドックの推進】 疾病の早期発見・早期治療により被保険者の健康の保持増進を図るため、人間ドック・脳ドックの費用の一部を助成することにより、受診促進を図る。	【人間ドック・脳ドックの推進】 ◆受診者数（※各年度３月末現在）【目標】２，７００人 <table><tr><td></td><td>人間ドック</td><td>脳ドック</td><td>計</td></tr><tr><td>５年度</td><td>2,386名</td><td>74名</td><td>2,460名</td></tr><tr><td>４年度</td><td>2,397名</td><td>111名</td><td>2,508名</td></tr></table> ○各種受診促進事業の実施 ・特定健康診査との同時受診を実施 ・「広報うつのみや」、「国保だより」、ホームページ等で周知 ・オリオンスクエアの大型映像装置による周知 ※助成額１０，０００円 （特定健康診査との同時受診は１６，７８７円）		人間ドック	脳ドック	計	５年度	2,386名	74名	2,460名	４年度	2,397名	111名	2,508名	・受診者数の増加を目指し、あらゆる機会をとらえて補助事業の周知啓発を行った。 ・被保険者数の減少に伴い、受診者数は前年度を下回った。 ⇒引き続き、特定健康診査と人間ドック・脳ドックの周知を併せて行うなどの工夫をするとともに、健診費用の一部補助を実施する。	【人間ドック・脳ドックの推進】 ◆受診者数 【目標】２，７００人 ・特定健康診査との同時受診を実施 ・「広報うつのみや」、「国保だより」、ホームページ等で周知 ・オリオンスクエアの大型映像装置による周知 ※助成額１０，０００円 （特定健康診査との同時受診は１６，７８７円）									
	人間ドック	脳ドック	計																					
５年度	2,386名	74名	2,460名																					
４年度	2,397名	111名	2,508名																					
(14)生活習慣病の重症化予防◎ 糖尿病リスクの高い方に、医療機関への受診勧奨や生活習慣を改善するための保健指導を実施し、病状の維持・合併症の予防を図る。	【糖尿病重症化予防事業】 ・特定健康診査の血糖検査の結果、数値が糖尿病領域（*）にあり、医療機関の受診を必要とするが、未受診となっている者に対し、文書、電話、訪問による受診勧奨を実施 * 糖尿病領域 空腹時血糖 126m g /dl 以上 又は HbA1c6.5%以上 ◆勧奨実績（※各年度４月末現在） 【目標】受診勧奨回数：２３０回 <table><tr><td></td><td>対象者</td><td>勧奨回数</td><td>受診者</td></tr><tr><td>５年度</td><td>183名</td><td>378回</td><td>62名</td></tr><tr><td>４年度</td><td>238名</td><td>250回</td><td>82名</td></tr></table> ・重症化リスクの高い保健指導対象者への指導機会を増やすため、医療機関に対し、保健指導実施対象者の推薦を依頼し、保健指導を実施 ◆指導実績（※各年度３月末現在） 【目標】保健指導回数：１２０回 <table><tr><td></td><td>対象者</td><td>保健指導回数</td></tr><tr><td>５年度</td><td>145名（うち保健指導実施者６名）</td><td>219回</td></tr><tr><td>４年度</td><td>97名（うち保健指導実施者10名）</td><td>154回</td></tr></table>		対象者	勧奨回数	受診者	５年度	183名	378回	62名	４年度	238名	250回	82名		対象者	保健指導回数	５年度	145名（うち保健指導実施者６名）	219回	４年度	97名（うち保健指導実施者10名）	154回	・健診結果からの対象者抽出だけでなく、糖尿病治療中断者に対しても、受診勧奨を行った結果、勧奨回数は増加した。 ・勧奨回数について目標値に到達したものの、経済的な問題や受診意欲が低いことなどから中断者は受診につなげにくく、受診者数は令和４年度をやや下回った。 ⇒引き続き、受診勧奨が円滑に進むよう工夫するとともに糖尿病重症化リスクを抱えながらも医療機関を受診していない対象者への受診勧奨を行っていく。 ・文書や電話、訪問による保健指導を継続実施したほか、医師からの推薦を個別に求めた結果、医師からの推薦者を初めて得られた。 ・保健指導対象者数に対する実施者数が少ないことから、さらなる保健指導実施者数の増加や指導内容の充実を図る必要がある。 ⇒医師会・薬剤師会の協力を仰ぎ、事業の知名度を高めるなど保健指導の実施者数が増加するよう働きかける。 また、引き続き、指導内容の充実を図る。	【糖尿病重症化予防事業】 ・文書、電話、訪問による受診勧奨を実施 ◆勧奨実績 【目標】受診勧奨回数：２３０回 ・医師会・薬剤師会の協力を得て、事業の知名度を上げるなど保健指導実施対象者の推薦数を増加させる。 ・糖尿病カードシステムの使用などにより、更なる指導内容の充実を図る。 ◆指導実績 【目標】保健指導回数：１２０回 （保健指導実施者：１５名）
	対象者	勧奨回数	受診者																					
５年度	183名	378回	62名																					
４年度	238名	250回	82名																					
	対象者	保健指導回数																						
５年度	145名（うち保健指導実施者６名）	219回																						
４年度	97名（うち保健指導実施者10名）	154回																						

施 策	令和５年度の主な取組と実績	令和５年度の主な取組の評価（・）と今後の方向性（⇒）	令和６年度の主な取組
(15)事業所における健康づくりとの連携 働く世代における生活習慣が，退職後の健康に影響することから，事業所における健康づくりとの連携を図る。	【宇都宮市地域・職域連携推進協議会(*)による事業】 地域保険（国民健康保険等）と職域保険（社会保険等）の連携により，被保険者の健康づくりのための健康情報の共有や保健事業の実施に要する社会資源を相互活用し，下記の事業を実施 ○健康情報の普及啓発 ・対面と動画配信による「働く人の健康づくり講演会」の開催 ・オンライン方式や事業所等に専門職を派遣する「健康講座」の実施 ・「職場における健康づくり応援サイト」等を活用した情報提供の実施 ○糖尿病の発症予防・重症化予防に関する積極的な支援が必要な業種(*)に対する支援強化 ・運輸・郵便業における，支援を行うモデル事業所に対する健康課題の解決に向けた支援と効果の検証	・受講しやすいオンラインや対面方式など参加者のニーズに対応した健康講座や働く人の健康づくり講演会を実施したことにより，事業主や健康管理担当者に従業員の健康づくりについての効果的な啓発を行うことができた。 ・運輸・郵便業の支援モデル事業所の従業員アンケートから明らかになった健康課題から，その解決に向けた取組への支援を行うことにより，「糖尿病予防」や「野菜摂取の重要性など」について，意識や行動に変化が見られた。 ⇒引き続き，職域における健康づくりの意識を高め，被保険者の健康管理につなげるため，働く世代に係る健康課題に対応した講座の開催や，業種別に生活習慣病の周知を実施するなど，啓発事業を実施していく。 ⇒令和４～５年度に取り組んだ糖尿病の発症予防・重症化予防に関する要支援業種（「建設業」「運輸・郵便業」）に対する支援結果を広く周知する。	【宇都宮市地域・職域連携推進協議会による事業】 ・オンラインや対面方式など参加者のニーズに対応した「健康講座」や「働く人の健康づくり講演会」の実施 ・「職場における健康づくり応援サイト」等を活用した情報提供の実施 ・職場における健康づくり応援サイトや構成団体のメルマガ等を活用した，支援モデル事業所に対する支援結果の周知
	* 宇都宮市地域・職域連携推進協議会【平成２５年８月設置】 地域保険と職域保険の連携を図るため，商工会議所や市医師会・協会けんぽ等で構成し，保健事業の実施に要する社会資源を相互に有効活用することで，地域社会全体での健康づくりを推進することを目的とする。		
	* 積極的な支援が必要な業種【令和元年度選定】 全国健康保険協会に加入している宇都宮市内事業所の特定健康診査結果分析において，宇都宮市内事業所全体と比較して糖尿病の発症予防・重症化予防を積極的に図る必要があると宇都宮市地域・職域連携推進協議会において選定した２業種。「建設業」「運輸・郵便業」		

指 標		実 績									
《計画の目標値》 ○1人当たり医療費の増加率										診療報酬改定状況	
		目 標		実 績							
		令和 5年度	16.99%以内	20.27%	※国保経営改革プランでの目標値		令和元年度		令和2年度	令和4年度	令和6年度
		平成29年度	基準年	基準年	令和6年度 20.12%以内（平成29年度対比）		令和3年度		令和5年度		
【参 考 1】被保険者の年度推移 … ①											
				平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
被保険者全体				119,701人	114,182人	108,722人	105,852人	103,580人	99,028人	94,231人	
内	一般（65歳未満）			69,386人	65,672人	61,887人	59,375人	57,194人	54,870人	52,871人	
	前期高齢者（65～74歳）			48,521人	47,850人	46,724人	46,476人	46,386人	44,158人	41,360人	
訳	退職被保険者（主に60～64歳）			1,794人	660人	111人	1人	0人	0人	0人	
【参 考 2】1人当たり医療費の年度推移（国保事業年報・国保事業月報から） … ②											
				平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度※	
1人当たり医療費の増加率（対H29年度比）		基準年		2.93%	7.28%	4.83%	12.37%	*15.04%	20.27%		
1人当たり医療費				337,738円	347,617円	362,327円	354,066円	379,531円	*388,537円	406,186円	
	一般（65歳未満）			226,781円	233,395円	247,268円	246,626円	267,271円	269,665円	277,660円	
	前期高齢者（65～74歳）			495,188円	504,178円	514,570円	492,760円	519,800円	537,644円	570,481円	
	退職被保険者（主に60～64歳）			370,757円	362,865円	428,069円	3,719,261円	0円	0円	0円	
*確定値に変更 ※令和5年度は速報											
【参 考 3】医療費総額の年度推移（国保事業年報・国保事業月報から） … ③											
				平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度※	
医療費総額				404億円	397億円	394億円	375億円	393億円	385億円	383億円	
内	一般（65歳未満）			157億円	154億円	153.5億円	146億円	152億円	148億円	147億円	
	前期高齢者（65～74歳）			240億円	241億円	240億円	229億円	241億円	237億円	236億円	
訳	退職被保険者（主に60～64歳）			7億円	2億円	5,000万円	400万円	0円	0円	0円	
※令和5年度は速報値											
① 社会保険の適用拡大や団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行の影響により、被保険者全体の数は減少傾向にある。											
② 1人当たり医療費は、令和2年度の新型コロナウイルス感染症による受診控えに伴い減少したものの、被保険者の高齢化や医療の高度化などの影響で、年々増加傾向にある。											
③ 1人当たり医療費は年々増加しているものの、被保険者全体の減少に伴い、医療費総額は減少傾向にある。											
（円） 1人当たり医療費の推移											
（億円） 医療費総額の推移											

報告第4号

令和6年度国民健康保険税の課税状況について

1 税率と課税限度額

	医療保険分		後期高齢者支援金分		介護納付金分 (40歳以上65歳未満)	
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
所得割	6.36%		2.55%		2.07%	
均等割	25,900円		9,800円		10,500円	
平等割	19,000円		7,200円		6,400円	
賦課(課税) 限度額	650,000円		200,000円	220,000円 (+20,000円)	170,000円	

○税率は、平成26年度に改定した後変更なし。

2 当初課税の状況（全体分）

		令和5年度	令和6年度	増減
世帯数		66,049世帯	64,836世帯	△1,213世帯
被保険者数		98,063人	94,492人	△3,571人
応能	所得割 ①	5,311,418千円	5,310,053千円	△1,365千円
応益	均等割 ②	3,676,198千円	3,544,512千円	△131,686千円
	平等割 ③	1,763,049千円	1,729,606千円	△33,443千円
小計（①＋②＋③） A		10,750,665千円	10,584,171千円	△166,494千円
軽減額 B		1,466,519千円	1,409,785千円	△56,734千円
課税額（A－B）		9,284,146千円	9,174,386千円	△109,760千円
1世帯あたり課税額		140,565円	141,501円	936円
1人あたり課税額		94,675円	97,092円	2,417円

○世帯数、被保険者数ともに減少傾向にある（前年比：世帯数 △1.8%，被保険者数 △3.6%）

○所得割・均等割・平等割のいずれも減少となったが、1世帯当たり・1人当たり課税額は増加した。

3 軽減額の内訳

(1) 所得が少ない世帯に係る軽減（均等割，平等割）

	令和5年度		令和6年度 ※()は前年度との差額	
	世帯	金額	世帯	金額
7割軽減 43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下	17,947世帯	927,744千円	17,743世帯 (△204)	915,358千円 (△12,386)
5割軽減 43万円 + 29.5万円 × (被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下	9,127世帯	389,802千円	8,458世帯 (△669)	352,148千円 (△37,654)
2割軽減 43万円 + 54.5万円 × (被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下	7,001世帯	123,025千円	6,755世帯 (△246)	117,235千円 (△5,790)
合計	34,075世帯	1,440,571千円	32,956世帯 (△1,119)	1,384,741千円 (△55,830)

○世帯数の減少に伴い，軽減世帯数の合計は減少している。全世帯のうち軽減世帯の占める割合は，50.8%であり，前年度（51.6%）と比較して微減となった。

3 軽減額の内訳

(2) 未就学児に係る軽減（均等割）

	令和 5 年度		令和 6 年度 ※()は前年度との差額	
	世 帯	金 額	世 帯	金 額
7割軽減世帯 (8.5割軽減)	304世帯	1,987千円	255世帯 (△49)	1,715千円 (△272)
5割軽減世帯 (7.5割軽減)	215世帯	2,367千円	184世帯 (△31)	2,116千円 (△251)
2割軽減世帯 (6割軽減)	189世帯	3,272千円	187世帯 (△2)	3,465千円 (193)
軽減なし世帯 (5割軽減)	824世帯	18,323千円	764世帯 (△60)	16,694千円 (△1,629)
合計	1,532世帯	25,949千円	1,390世帯 (△142)	23,990千円 (△1,959)

○世帯数、金額とも減少している。

3 軽減額の内訳

(3) 産前産後期間に係る軽減（所得割，均等割）

		令和 5 年度		令和 6 年度	
		世 帯	金 額	世 帯	金 額
所得割軽減		— 世帯	— 千円	18世帯	640千円

		令和 5 年度		令和 6 年度	
		世 帯	金 額	世 帯	金 額
均等割 軽 減	7割軽減世帯 (8.5割軽減)	— 世帯	— 千円	2世帯	5千円
	5割軽減世帯 (7.5割軽減)	— 世帯	— 千円	4世帯	16千円
	2割軽減世帯 (6割軽減)	— 世帯	— 千円	4世帯	29千円
	軽減なし世帯 (5割軽減)	— 世帯	— 千円	35世帯	364千円
合計		— 世帯	— 千円	45世帯	414千円

○令和 6 年 1 月から施行のため，令和 5 年度の当初課税は数値無し

報告第5号

第3期宇都宮市国民健康保険保健事業実施計画 （データヘルス計画） ・ 第4期宇都宮市特定健康診査等実施計画について

1 計画策定の趣旨

被保険者の健康課題を的確に捉え、健康課題に応じた保健事業に取り組むことにより、健康の保持増進、生活の質の維持及び向上が図られ、医療費の適正化につながるよう、国の手引きに基づき、庁内の関係計画との整合を図りながら計画を策定

2 計画期間

令和6年度～令和11年度（6年間）

3 計画の位置づけ

- ・国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針により策定するもの
- ・栃木県国民健康保険運営方針と整合を図り、宇都宮市国保経営改革プランと連携して、保健事業計画を推進するもの
- ・栃木県保健医療計画や栃木県医療費適正化計画、健康うつのみや21、宇都宮市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画といった、既存の分野別計画との整合を図るもの

※「保健事業実施計画（データヘルス計画）」と「特定健康診査等実施計画」は、国の策定の手引きで可能な限り一体的に策定することが望ましいとされており、策定目的や現状・課題の分析、計画期間などに共通事項があることから、共通する目的のもと各保健事業での相互の連動も念頭に置き、関係者や被保険者にとっても分かりやすい計画となるよう、今計画から一本化する。

4 実施体制

保険年金課が主体となり，保健衛生部局，後期高齢者医療部局，介護保険部局，生活保護部局等と連携しながら健康課題を共有し，可能な限り高齢者や生活保護受給者の健康課題も踏まえて事業展開する。

5 取組の重点項目

- ・ **糖尿病重症化予防** → 糖尿病性腎症の重症化予防に向けた受診勧奨と保健指導の強化
- ・ **生活習慣病の早期発見・発症予防** → 特定健康診査と特定保健指導の充実・強化
- ・ **介護予防（フレイル対策）** → 介護予防事業と連携した事業実施とフレイル対策の周知啓発

6 評価指標・目標値

「第3期宇都宮市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）」・「第4期宇都宮市特定健康診査等実施計画」（概要版）のとおり

7 計画の評価・見直し

- ・ 毎年度末に達成状況を確認・評価し，計画の進捗状況を確認する。
- ・ 令和8年度に計画の中間評価，令和11年度に計画の最終評価をそれぞれ実施する。

「第3期宇都宮市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）」・「第4期宇都宮市特定健康診査等実施計画」（概要版）

基本的事項（第1章）

【策定の趣旨】

- 市国保は「宇都宮市国民健康保険保健事業実施計画（第1期データヘルス計画）」を平成28年3月に、また、平成30年3月に第2期データヘルス計画を策定し、生活習慣病対策をはじめとする被保険者の健康増進、発症予防や重症化予防等の保健事業の実施及び評価を行ってきた。
- 今後も引き続き被保険者の健康課題を的確に捉え、健康課題に応じた保健事業に取り組むことで、健康の保持増進、生活の質の維持及び向上を図られ、医療費の適正化につながるよう、「第3期データヘルス計画」を策定する。

【計画期間】

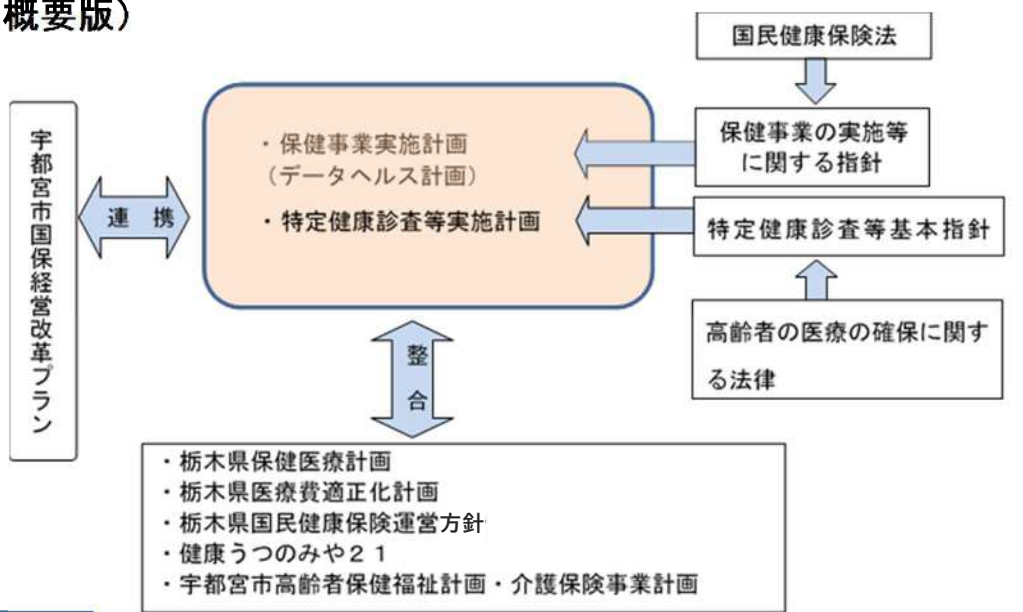
令和6年度から令和11年度（6年間）

【計画の位置づけ】

- 「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」により策定し、「栃木県国民健康保険運営方針」と整合を図り、「宇都宮市国保経営改革プラン」と連携して保健事業計画を推進する。
- 「栃木県保健医療計画」や「栃木県医療費適正化計画」、市の健康増進計画「健康うつのみや21」、「宇都宮市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」など、既存の分野別計画との整合を図る。
- データヘルス計画と「特定健康診査等実施計画」においては、策定目的や現状・課題の分析などの共通事項があり、計画期間も同様であることから、共通する目的のもと各保健事業における相互の連動も念頭に置き、計画を推進する関係者や被保険者にとっても分かりやすい計画となるよう、今計画から一本化する。

●実施体制

- ・保険担当課である保険年金課が主体となり、保健衛生部局、後期高齢者医療部局、介護保険部局、生活保護部局等と連携し、健康課題を共有するとともに、可能な限り高齢者や生活保護受給者の健康課題も踏まえて事業を推進する。



現状の整理（第2章）

【宇都宮市の現状】

●国保加入者数

- ・国保加入者数は市民の約2割だが、加入者は年々減少しており、65歳以上が全体の4割以上を占めている。
- ⇒男性よりも女性の加入者が多く、年代別・男女別にみると、54歳までは男性の加入者が多く、55歳以上は女性の加入者が多い。

●平均寿命・健康寿命、市全体の死因

- ・平均寿命は女性87.1歳、男性81.9歳であり、健康寿命は女性84.0歳、男性80.3歳で男女とも県より高い。
- ・死因は全国に比べて、女性は脳梗塞、脳内出血、肺炎の順に高く、男性は脳内出血、脳梗塞、腎不全の順に高い。

●要介護者の状況

- ・要介護認定率は、約2割で年々上昇傾向。
- ・介護保険第2号被保険者（40～64歳）における特定疾病別介護認定の理由を見ると、「脳血管疾患」が約4割を占める。
- ・要介護者の有病状況は、全国・県と比較して高く、上位から「心臓病」「筋・骨疾患」「精神」「糖尿病」「脳疾患」となっており、「脳疾患」は減少傾向に対し、それ以外の疾病については増加傾向。

【第2期データヘルス計画について】

《達成状況》（データヘルス計画に掲げた目標の達成状況を評価）

a：目標達成、a'：改善している b：変わらない c：悪化している d：評価困難		実績	評価			
		ベースライン（H28）	R3年度	R4年度	目標値	
短期目標	糖尿病領域にある未治療者の受診率	51.5%	66.7%	52.4%	50%以上	a
	受診後の治療継続率	91.5%	88.9%	85.7%	90%以上	c
	新規に人工透析に移行する者の減少	76人	69人	57人	69人	a
	特定健診における空腹時血糖検査の「要指導」「要医療」に該当する人の割合の減少	要指導 26.5%	27.8%	27.0%	23.6%以下	b
		要医療 7.3%	7.2%	6.6%	5.0%以下	a'
	特定健康診査受診率	29.5%	27.9%	29.5%	60.0%	b
	働く世代(40～59歳)の特定健康診査受診率	16.6%	17.4%	17.5%	34.0%	a'
中長期目標	特定保健指導実施率	11.7%	26.4%	24.6%	60.0%	a'
	R5年度一人当たり医療費増加率（H29年度対比で16.99%以内）	—	12.37%	15.23%	14.3%以内	c
	R5メタボリックシンドローム該当者割合11.3%以下、予備群8.0%以下	該当者 16.6%	18.3%	—	11.3%以下	c
		予備群 10.8%	10.8%	—	8.0%以下	b

《保健事業の評価》

保健事業の実施状況を踏まえ、第2期計画は概ね計画通り進捗している状況である。

《短期目標》

- ・糖尿病治療域にある未治療者の受診率は、指導体制を強化したことにより評価指標どおり上昇傾向にあるが、受診後の治療継続率は、受診勧奨時に医療機関一覧を同封するなど取り組んだが、目標達成しなかった。
- ・新規に人工透析に移行する者の減少では、積極的な受診勧奨や保健指導により目標を達成している。
- ・特定健診の受診率向上は、総合検診の拡充やAIを活用した勧奨などにより、未経験者の受診率は上昇した。
- ・働き盛り世代の特定健診受診率は、年代や性別ごとに特性に応じた受診勧奨を図り上昇している。
- ・特定保健指導実施率は特定保健指導未実施者への利用勧奨を強化した結果、年々少しずつ上昇している。

《中長期目標》

- ・医療費の増加率は、糖尿病未治療者の受診率の上昇に伴い外来医療費が一定上昇したこと、65歳以上の被保険者の割合の増加、医療の高度化などにより、目標達成は難しい状況である。
- ・関連する空腹時血糖値の要医療、要指導の割合はほぼ横ばいで、メタボリックシンドロームの該当者割合は増加傾向、予備群割合はほぼ横ばいで推移しており、どちらも目標達成は難しい状況である。

健康・医療情報の分析と健康課題（第3章）

【健康・医療の状況】

●一人当たりの医療費の状況

- ・一人当たりの医療費は医療技術の高度化などに伴い年々増加傾向。
- ・入院外医療費では「脂質異常症」「糖尿病」「高血圧症」「慢性腎不全（透析あり）」などが県を上回っている。
- ⇒35～74歳の幅広い層で「腎不全」「糖尿病」「高血圧疾患」が上位を占めている。
- ⇒50～64歳までは「腎不全」、65～74歳までは「糖尿病」が最も高い。

●特定健康診査の受診率

- ・特定健康診査の受診率は、年々増加傾向であるが、全国平均・栃木県平均・中核市平均を下回っている。
- ⇒40歳代・50歳代の受診率がほかの年代と比較して低い。
- 特定健康診査未受診者は生活習慣病に係る一人当たり医療費が受診者に比べて大幅に高い。

●特定保健指導の実施率

- ・特定保健指導の実施率は全国平均・県平均を下回っているが、中核市平均については上回っているなど、年々増加傾向にある。
- ⇒55～59歳の女性が最も高く、逆に50～54歳の男性が最も低い。

●後期高齢者医療費の状況

- ・入院医療費では、骨折と関節疾患で全体の3割以上と運動器に関する疾患が上位を占める。
- ・入院外医療費では、慢性腎臓病、糖尿病、高血圧、脂質異常症など、生活習慣に起因する疾患が約6割を占めている。

【健康課題の抽出】

第2期計画の分析

- 糖尿病の治療継続率が減少傾向。
- 特定健康診査受診率は目標値からは乖離しているが増加傾向。
- 特定保健指導実施率は目標値からは乖離しているが増加傾向。
- 一人当たり医療費増加率は増加傾向。
- メタボリックシンドローム該当者は増加傾向

健康・医療情報の分析

- 糖尿病関連疾患に係る医療費適正化
入院外医療費点数では40歳から74歳までの年代において「腎不全」「糖尿病」「高血圧疾患」が上位を占めており、人工透析者の多くは糖尿病を合併している。
- 特定健康診査受診率向上、特定保健指導実施率向上
特定健康診査は特に働く世代（40～59歳）の受診率が依然として低く、また、特定健康診査未受診者は、生活習慣病に係る一人当たり医療費が受診者に比べて大幅に高い。
- 要介護認定率の維持と有病状況
要介護認定率は全国などと比較して低い状況であるが年々上昇傾向であり、国保加入者の約4割が前期高齢者を占め、要介護者の有病状況や第2号被保険者における介護認定理由において生活習慣病が上位を占めている。

健康課題

① 生活習慣病の早期発見・発症予防、重症化予防の取組

- ⇒ 男女とも「糖尿病」や「慢性腎不全（透析あり）」が入院外医療費の上位を占めており、自覚症状がないまま進行していく糖尿病などへの危機意識の希薄化が考えられるため、引き続き糖尿病の重症化リスクのある者に医療機関への受診勧奨などの早期介入と継続受診の支援を実施し、透析移行を進行させないよう、糖尿病の重症化予防対策をさらに強化していく必要がある。

- ⇒ 生活習慣病の早期発見をするため、働く世代を中心とした特定健康診査の受診率の向上を図るとともに、生活習慣病の発症予防・重症化予防のため、特定保健指導の実施率の向上を図る必要がある。

●重点課題：糖尿病重症化予防、特定健康診査の受診率の向上、特定保健指導の実施率の向上

② 介護予防の取組

- ⇒ 後期高齢者医療の入院医療費では、骨折や関節疾患など運動器に関連する疾病が上位を占めており、要因として虚弱（フレイル）となり、筋肉と筋力が減少し、転倒・骨折を起こしていることが考えられることから、被保険者の健康の保持増進と生活の質の維持向上のため、介護予防対策が必要である。

次期計画における方向性

糖尿病重症化予防

・引き続き、糖尿病の重症化リスクのある者に医療機関への受診勧奨などの早期介入と継続受診の支援を実施し、糖尿病重症化予防対策を更に強化する。

生活習慣病の早期発見・発症予防

- ・生活習慣病のリスクを早期に発見し、生活習慣の改善や早期治療を促すため、働く世代（40～59歳）を中心に、特定健康診査の受診勧奨を引き続き実施し、受診率の向上を図る。
- ・生活習慣病の発症や重症化を予防するため、肥満やメタボ該当者及び予備群と判定された人に対し、特定保健指導の利用勧奨を引き続き実施し、特定保健指導の実施率の向上を図る。

介護予防（フレイル対策）

- ・KDBデータを関係部局と情報共有するとともに、骨折や関節疾患など運動器に関連する疾病が上位を占めることから、将来要介護状態となる危険性が高い状態（フレイル）にならないよう、介護予防事業と連携した保健事業やフレイル予防の周知啓発を推進する。



③計画全体の目的 （抽出した健康課題に対して、この計画によって目指す姿）	生活習慣病の発症予防と重症化予防及び介護予防による被保険者の健康の保持増進と生活の質の維持向上
---	---

① 番 健 康 課 題	計画全体の目標 (計画全体の目的を達成するために設定した指標)										
	④ 標 準 番 号 指	⑤評価指標		⑥ ハ [＊] －スライ ン	⑦計画策 定時実績	⑧目標値					
					R4	R6	R7	R8	R9	R10	R11
I－Ⅶ	1	健康寿命の延伸		男性 79.6 女性 83.6 (R1)	80.3 84.3 ／	平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加					
I－Ⅴ	2	特定保健指導対象者の割合の増加率 (令和元(2019)年度比)【年齢調整】		－ (R1)	－3.30	－5.30	－6.30	－7.30	－8.30	－9.30	－10.30
I－Ⅴ	3	特定健康診査受診者の 有所見者の割合の増加率 (令和元(2019)年度比) 【年齢調整】	収縮期 (130mmHg以上)	－ (R1)	8.62	6.62	5.62	4.62	3.62	2.62	1.62
	4		拡張期 (85mmHg以上)	－ (R1)	29.02	27.02	26.02	25.02	24.02	23.02	22.02
IⅡⅥ	5		HbA1c (5.6％以上)	－ (R1)	－4.86	－6.86	－7.86	－8.86	－9.86	－10.86	－11.86
	6		空腹時血糖 (100mg／d1以上)	－ (R1)	－2.93	－4.93	－5.93	－6.93	－7.93	－8.93	－9.93
I－Ⅴ	7		中性脂肪 (150mg／d1以上)	－ (R1)	－0.96	－2.96	－3.96	－4.96	－5.96	－6.96	－7.96
	8		HDL (40mg／d1未満)	－ (R1)	－9.17	－11.17	－12.17	－13.17	－14.17	－15.17	－16.17
	9		LDL (120mg／d1以上)	－ (R1)	－7.99	－9.99	－10.99	－11.99	－12.99	－13.99	－14.99
I－Ⅴ	10	特定健康診査受診者のメタボリックシンドローム該当者及び予備群の割合の増加率 (令和元(2019)年度比)【年齢調整】		－ (R1)	0.45	－2.45	－3.45	－4.45	－5.45	－6.45	－7.45
I－Ⅴ	11	特定健康診査受診者の運動習慣のある者の割合（１回３０分以上，週２回以上，１年以上実施の運動あり）		46.71 (R1)	44.91	47.00	48.00	49.00	50.00	51.00	52.00
Ⅵ	12	特定健康診査受診者の血糖ハイリスク者の割合	HbA1c (8.0％以上)	1.29 (R1)	1.13	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
	13		空腹時血糖 (160mg／d1以上)	1.56 (R1)	1.36	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
Ⅶ	14	特定健康診査受診者のフレイルハイリスク者等の割合	前期高齢者(65～74歳)のうちBMIが20kg／㎡	17.14 (R1)	17.93	17.00	16.50	16.00	15.50	15.00	14.50
	15		50歳以上64歳以下における咀嚼良好者	81.50 (R1)	84.44	86.00	87.00	88.00	89.00	90.00	91.00
	16		65歳以上74歳以下における咀嚼良好者	79.54 (R1)	80.43	82.00	83.00	84.00	85.00	86.00	87.00

（注1）太枠の2026年度は中間評価年度、2029年度は最終評価年度

（注2）実績年度が異なる場合には、欄外に注釈を記載

（注3）目標値は必要な年度に記載

個別の保健事業（計画全体の目的・目標を達成するための手段・方法）

④評価指標 番 号	⑨事業名称	⑩個別保健事業 の評価指標	⑪ A [*] -スライン	⑫計画策 定時実績	⑬個別保健事業の目標値						⑭重点・ 優先度
				R4	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
1－11	特定健康診査	◎受診率	29.7 (R1)	29.5	31.0	32.0	33.0	34.0	35.0	36.0	1
		◎40歳代受診率	14.4 (R1)	16.7	18.0	19.0	20.0	21.0	22.0	23.0	
		◎50歳代受診率	19.6 (R1)	20.0	22.0	23.0	24.0	25.0	226.0	27.0	
		健診未経験者の受診率	8.1 (R3)	8.9	10.5	11.5	12.5	13.5	14.5	15.5	
		健診リピート率	72.2 (R3)	73.2	75.0	76.0	77.0	78.0	79.0	80.0	
1－11	特定保健指導	◎実施率	21.3 (R1)	24.6	26.0	28.0	30.0	32.0	34.0	35.0 以上	2
		◎特定保健指導による特定 保健指導対象者の減少 率	22.1 (R1)	25.0	27.0	29.0	31.0	32.0	33.0	34.0 以上	
		健診結果相談会の予約に つながった者の割合	20.3 (R3)	21.7	22.5	23.0	23.5	24.0	24.5	25.0 以上	
1. 5－6. 12－13	糖尿病重症化予防 事業	◎受診勧奨対象者（未治 療者）への受診勧奨実施 率	100 (R1)	100	100	100	100	100	100	100	3
		◎受診勧奨対象者（未治 療者）の医療機関受診率	65.7 (R1)	47.6	55.0	65.0	75.0	85.0	95.0	100	
		◎保健指導対象者への保 健指導実施率	16.7 (R1)	10.4	16.0	18.0	20.0	22.0	25.0	27.0	
1. 14－16	フレイル対策	いきいき健康教室実施回 数	9 (R3)	9	9	9	9	9	9	9以上	4
		しっかり貯筋教室実施回 数	27 (R3)	40	40	40	40	40	40	40	
		エクササイズデビュー教 室実施回数	18 (R3)	18	30	30	30	30	30	30	
		フレイル予防に関する リーフレット配布	－ (R6)	－	医師会等 と調整後 事業実施						

その他（第6章）

●計画の評価・見直し

- ・毎年度末に達成状況を確認・評価し、計画の進捗を確認する。令和8年度に中間評価、令和11年度に計画全体の最終評価を実施する。

●計画の公表・周知

- ・被保険者に各種媒体を活用して広く公表・周知するとともに、国民健康保険運営協議会で報告する。

●個人情報の取扱い

- ・個人情報保護法等や国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律に規定されている守秘義務規定を遵守し、慎重に取り扱う。

報告第6号

宇都宮市国民健康保険経営改革プランの改定について

1 宇都宮市国民健康保険経営改革プランについて

本市国民健康保険（以下、「国保」という。）を将来にわたり、安定的・継続的な医療保険制度として維持していくために「保険税収納率の向上」や「医療費の適正化」などの財政健全化の取組を、保険者として不断に行う必要があることから、国保経営改革プランを策定し、より一層の経営努力に取り組むもの

第1次

- ・【計画期間】平成22年度から平成30年度まで ※途中2回計画延伸
- ・【上位計画】第5次総合計画の施策「国保の医療費適正化を推進」

第2次

- ・【計画期間】令和元年度から令和6年度まで
- ・【上位計画】栃木県国保運営方針（第2期）

※ 平成30年度の国保制度改革により、国保の運営について都道府県が中心的な役割を担う仕組みとなったことから、「栃木県国保運営方針」が上位計画となった。

2 現行計画(第2次国保経営改革プラン)について

【施策目標】（令和6年度時点）

一般会計繰入金（財政安定化支援事業分）の削減に努めます

【基本方針】Ⅰ 健全で安定した運営の確保

Ⅱ 被保険者の健康の保持増進

施策の方向

国保（制度・事業）の
理解促進

① 国保情報等の発信

施策の方向

保険税収納率の向上

- ① 口座振替の加入促進
- ② 納税環境の整備
- ③ 電話・文書催告の強化
- ④ 臨戸訪問の実施
- ⑤ 休日納税相談
- ⑥ 資格証明書・短期被保険証の交付
- ⑦ 滞納処分の強化
- ⑧ 特別収納対策室との連携
- ⑨ 二重資格の解消

施策の方向

医療費の適正化

- ① ジェネリック医薬品の普及促進
- ② 適正受診の推進
- ③ レセプト点検等の推進
- ④ 生活習慣病の発症予防
- ⑤ 生活習慣病の重症化予防
- ⑥ 地域における健康づくりの推進
- ⑦ 事業所における健康づくりとの連携
- ⑧ 地域包括ケアに係る取組との連携

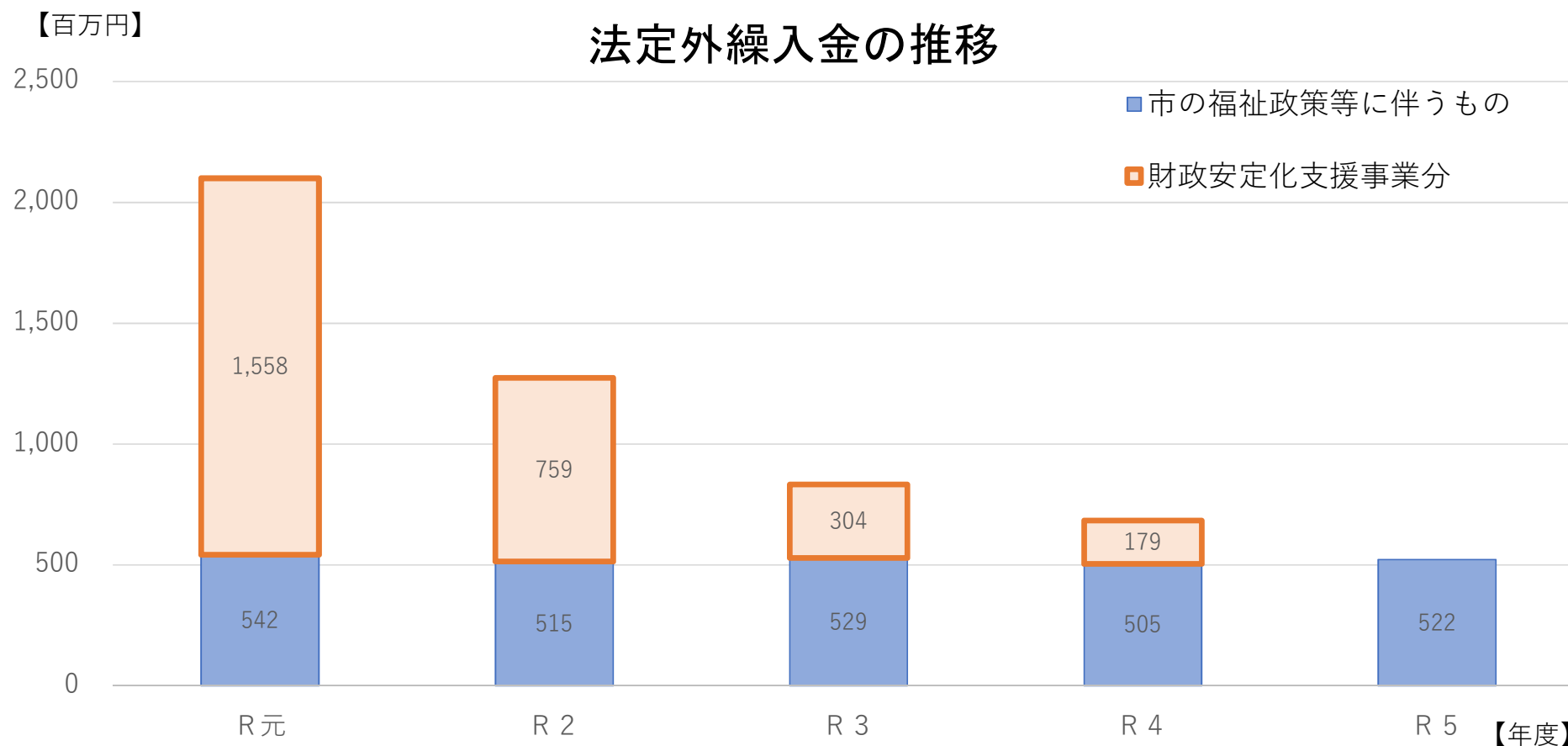
施策の方向

制度改革への対応

- ① 県・市町との連携強化
- ② 事務の効率化

3 現行計画(第2次国保経営改革プラン)の実績等①

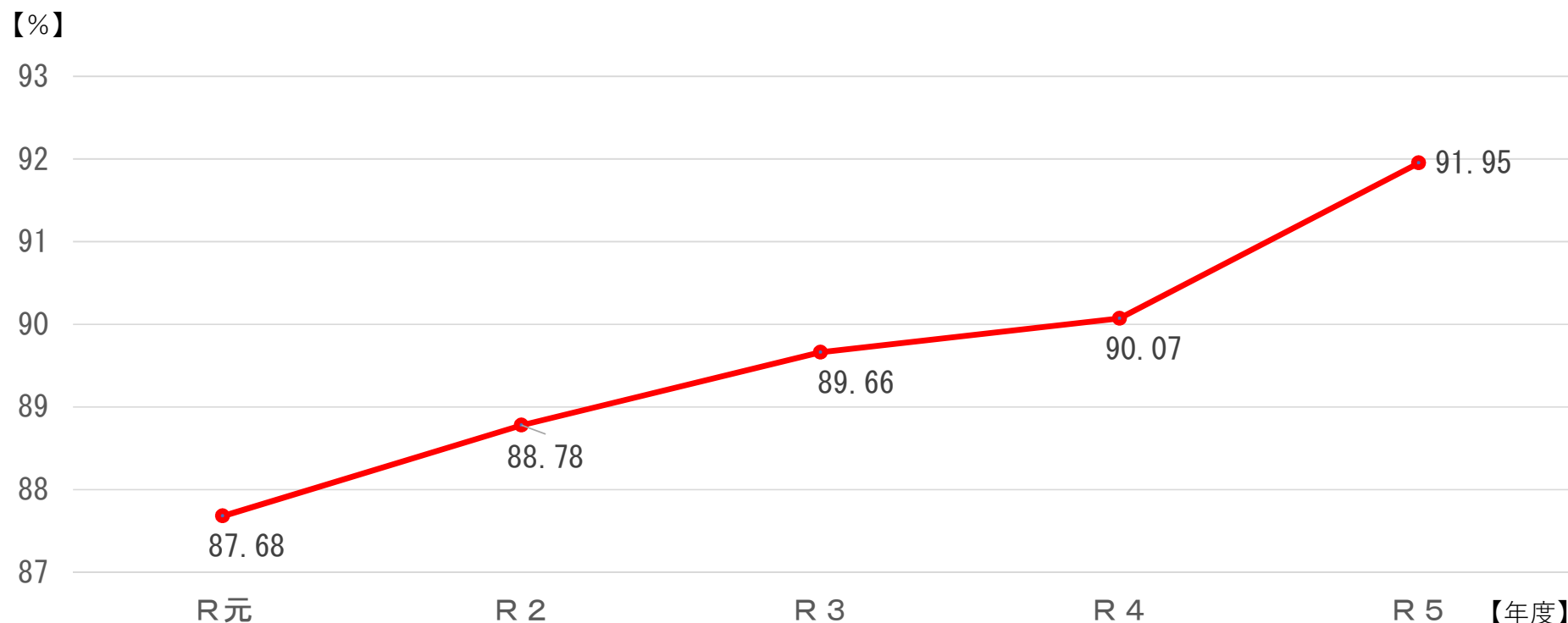
【施策目標】 一般会計繰入金（財政安定化支援事業分）の削減に努めます。



3 現行計画(第2次国保経営改革プラン)の実績等②

◆施策の方向（保険税収納率の向上）

【指標1】 現年度分収納率 ●目標値（令和6年度） 92.00%

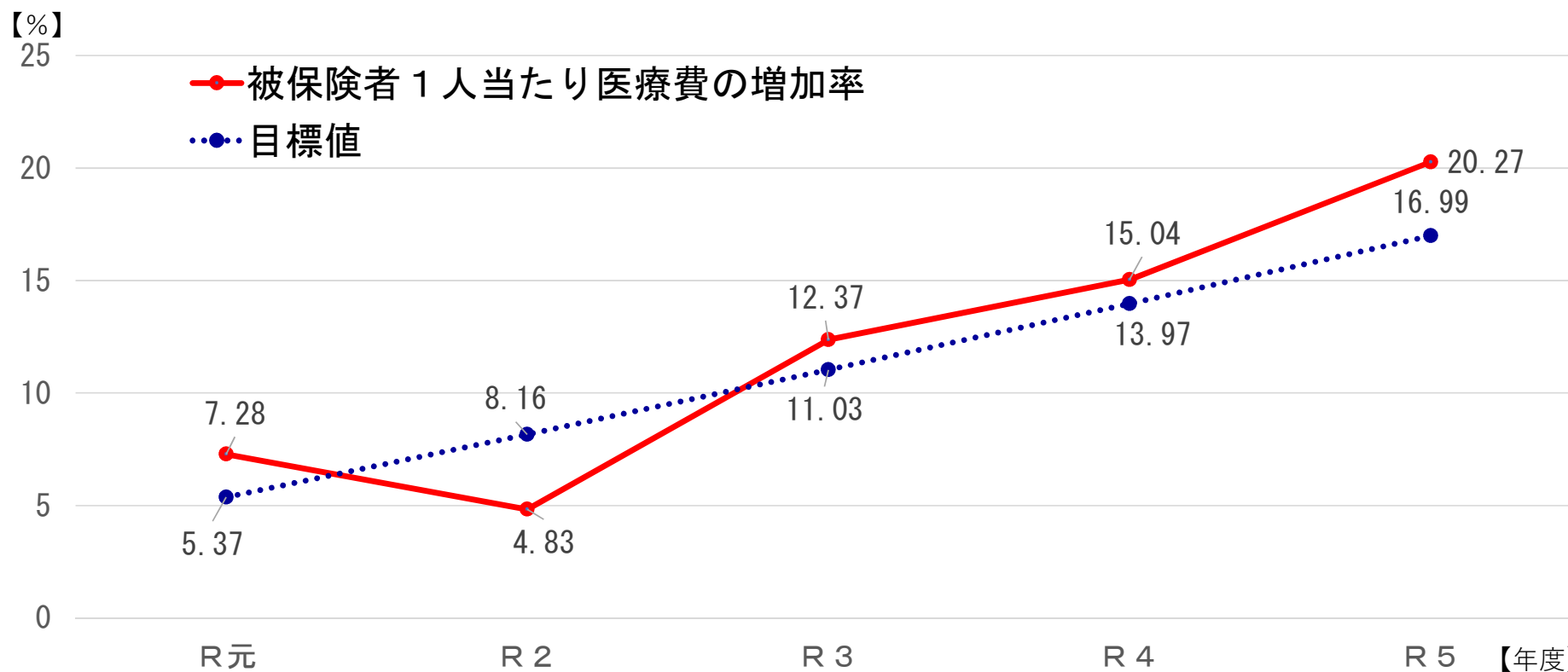


3 現行計画(第2次国保経営改革プラン)の実績等③

◆施策の方向（医療費の適正化）

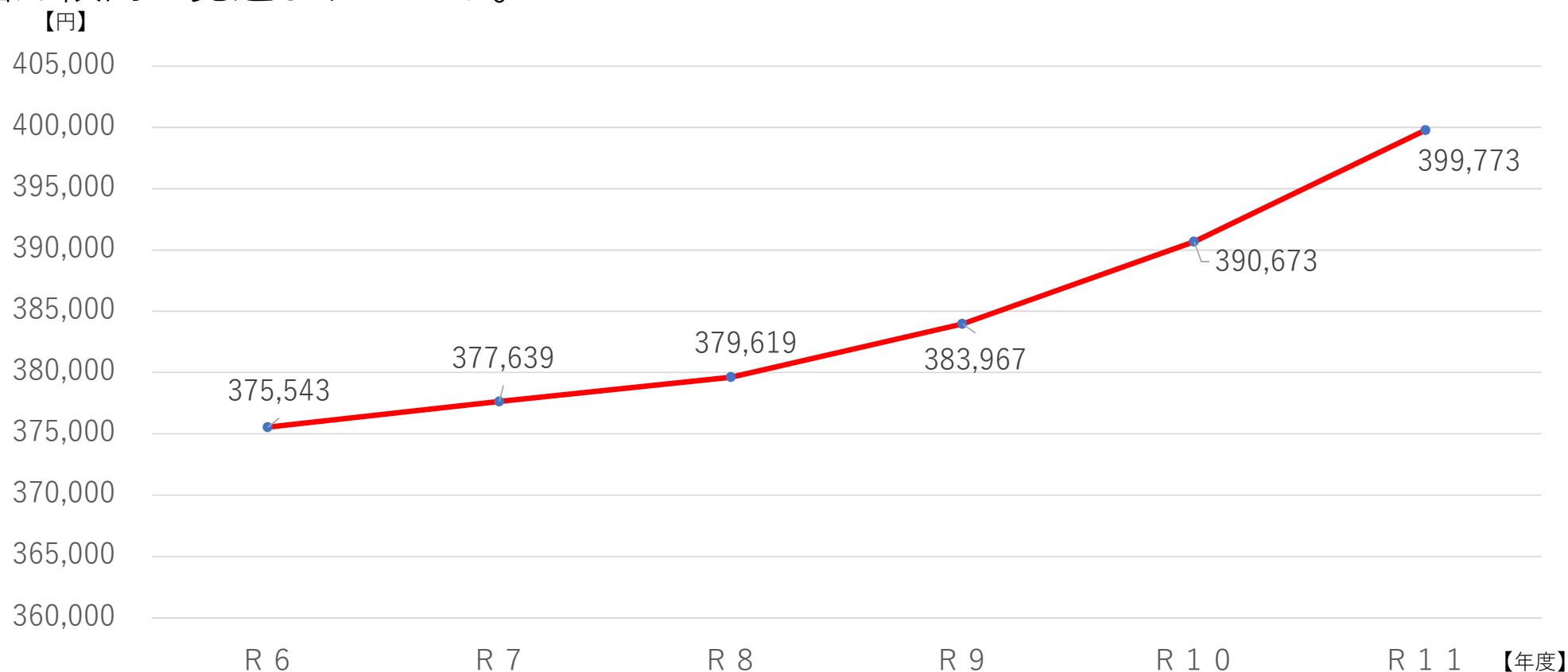
【指標2】被保険者1人当たり医療費の増加率

●目標値（令和6年度）H29年度対比で20.12%以内



4 県内被保険者 1 人当たり医療費の推計

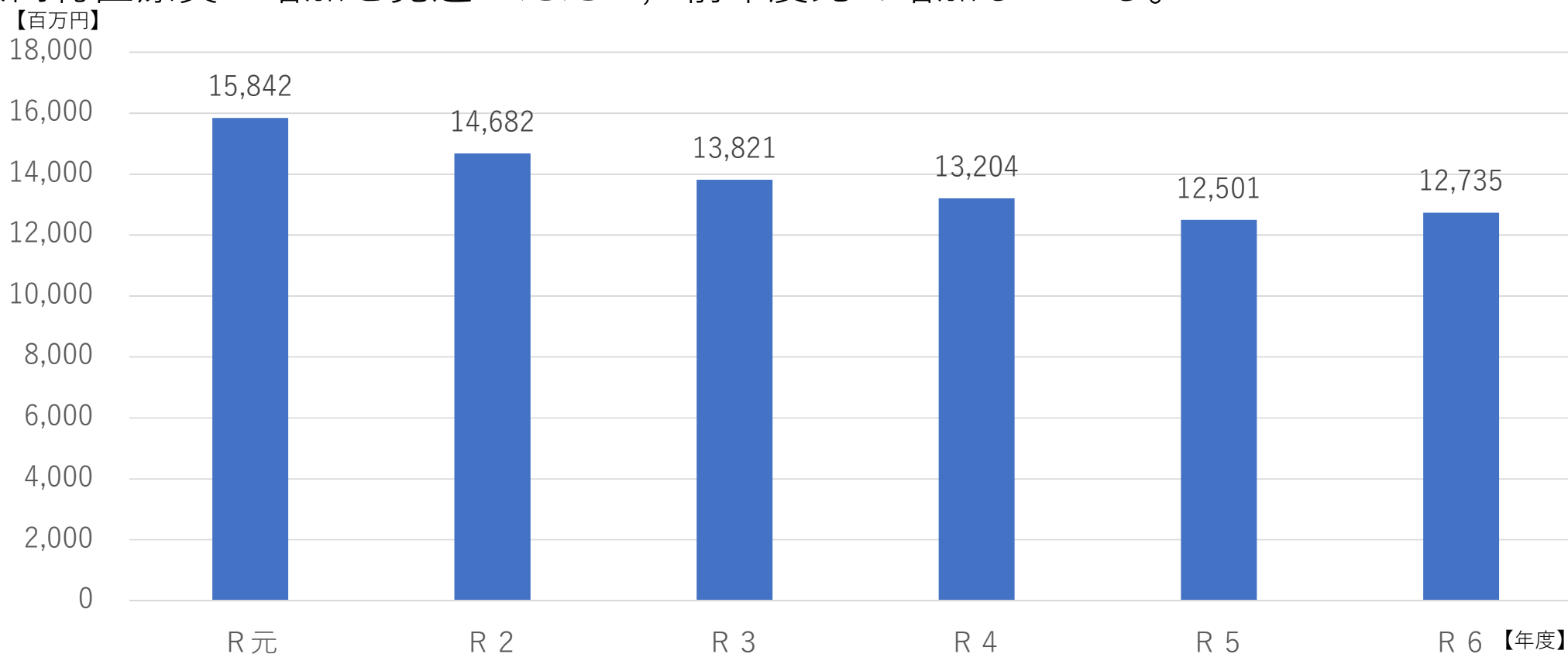
県内の被保険者 1 人当たりの医療費は、被保険者の高齢化と医療技術の高度化などから増加傾向が見込まれている。



栃木県国保運営方針（第 3 期）より抜粋

5 本市の国保事業費納付金の推移

県全体の医療費を賄うために市町が納付する国保事業費納付金は、令和5年度まで減少してきたところであるが、令和6年度、県が県内1人当たり医療費の増加を理由に、県内総医療費の増加を見込んだため、前年度比で増加している。



6 国保の現状と国・県の動向

(1) 国保の現状

国保では、団塊世代の後期高齢者医療制度への移行などに伴い、被保険者数が減少傾向であるとともに、被用者保険の適用拡大の影響により、一部のパート・アルバイトの方が社会保険に加入することによって、所得別の加入者構成が変化し、低所得化が進んでいる。また、被保険者の高齢化・医療技術の高度化などにより **1人当たりの医療費が増加傾向**であることから、厳しい財政運営が強いられている。

(2) 国・県の動向

- ・国では、平成30年の制度改革による国保財政運営の都道府県化の更なる深化を図るため、令和5年度「保険税水準統一加速化プラン」を策定し、各都道府県における取組の支援を行っている。
- ・県では、令和5年度、県内の国保事業に係る統一的な方針である「栃木県国保運営方針（第3期）」を策定し、国保の安定的な財政運営に向けた各種施策に取り組むとともに、本県における保険税水準の統一の考え方（定義）や統一までの進め方を整理したところである。
- ・引き続き、保険税水準の統一に向けて、国保事業運営上の課題等について、県と市町間の議論を継続していく。

7 計画改定の必要性

- ・「保険税収納率の向上」において目標としている現年度分収納率では、今後の県内保険税水準の統一に向けて、公平性の観点から県内の他市町との収納率の較差縮小を図る必要があり、更なる現年度分収納率の向上が求められている。
- ・また、「医療費の適正化」において目標としている1人当たり医療費の増加率では、被保険者の高齢化や医療技術の高度化などの影響により、県内被保険者1人当たり医療費の推計から、今後も1人当たり医療費の増加が見込まれている。
- ・国保財政では、収支均衡を図るため、これまで保険税などのほかに国保制度が抱える構造的な問題に対応するための一般会計からの法定外繰入金（財政安定化支援事業費分）をやむを得ず実施してきたが、引き続き最大限の経営努力を行い、法定外繰入金の削減に努める必要がある。

このようなことから、本市では、「第3次国保経営改革プラン」を策定し、引き続き「保険税収納率の向上」や「医療費の適正化」などの財政健全化の取組を実施して、一般会計からの法定外繰入金（財政安定化支援事業費分）に依存しない財務体質を目指す。

8 策定の目的・計画期間・計画の位置づけ

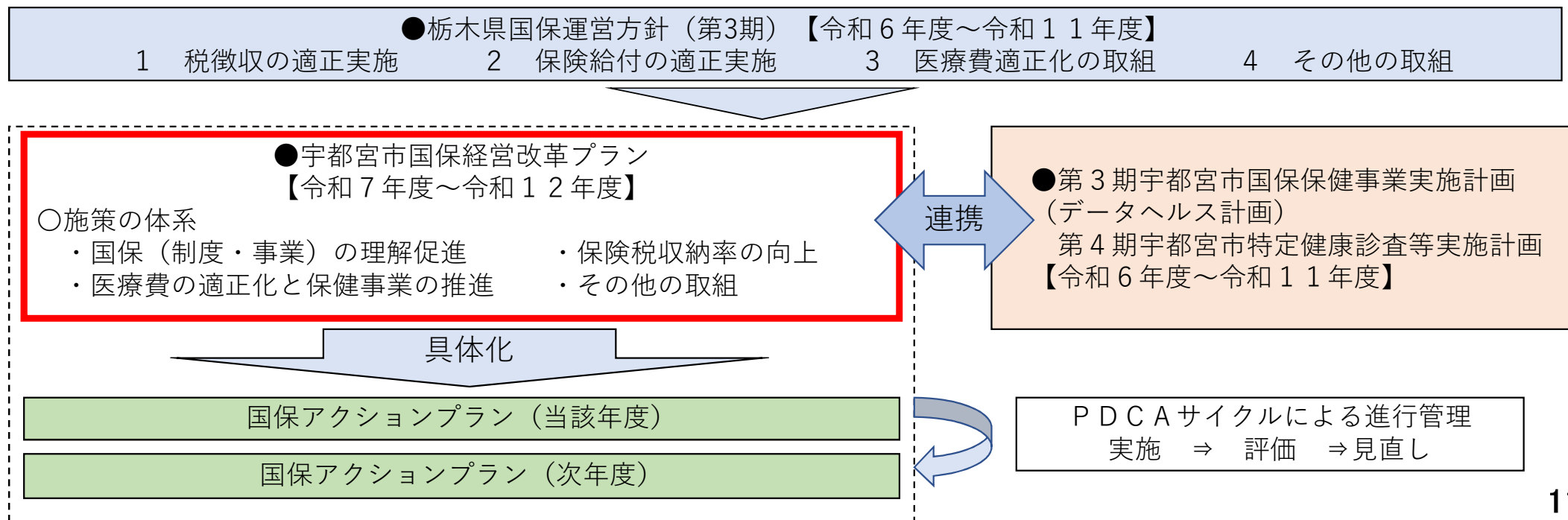
【策定の目的】

栃木県における「保険税水準の統一化」の動向や本市国保の現状を踏まえながら、将来にわたり安定的・持続的な医療保険制度として維持していくため、「第3次宇都宮市国保経営改革プラン」を策定し、より一層の経営努力に取り組むもの

【計画期間】

令和7年度から令和12年度までの6年間（※必要に応じて中間見直しを行う。）

【計画の位置づけ】



9 検討内容

(1) 現状と課題の整理

国保を取り巻く環境変化，現行計画の実績評価，本協議会におけるこれまでの議論等を踏まえ，本市国保の現状と課題を整理する。

(2) 基本的な考え方

現状と課題を踏まえた基本方針，施策目標，施策事業等を設定するとともに，保険税水準の統一に係る考え方や進め方を明記する。

(3) 具体的な施策事業

- ・ 保険税収納率の向上に関する施策事業
- ・ 医療費の適正化に関する施策事業 など

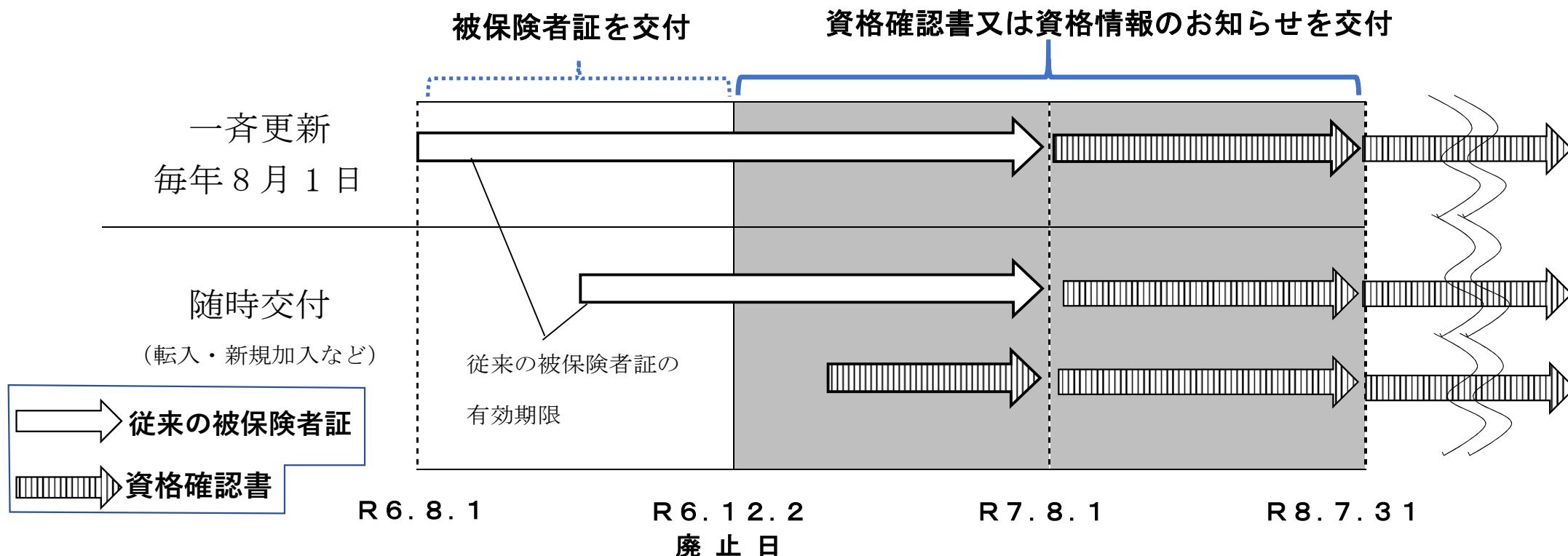
10 改定スケジュール（案）

令和6年	11月	本協議会において改定計画（素案）協議
令和7年	2月	本協議会において改定計画（案）協議 計画策定

報告第7号

被保険者証の廃止について

被保険者証廃止について



令和6年12月2日（廃止日）以降，被保険者証の交付が出来なくなる。

被保険者証廃止後は，

- ・マイナンバーカードの健康保険証利用（マイナ保険証）が基本となる。
- ・マイナ保険証をお持ちでない方には，資格確認書を交付する。

資格確認書について

【資格確認書（新規）の見本】

栃木県国民健康保険		有効期限	令和7年7月31日
資格確認書兼高齢受給者証			
記号	987	番号	65432 枝番 02 性別 女
氏名	ウツノミヤ ゼイコ 宇都宮 税子		
生年月日	昭和23年6月11日	発効期日	令和6年8月1日
適用開始年月日	平成27年12月26日	一部負担金の割合	2割
交付年月日	令和6年8月1日		
世帯主氏名	宇都宮 ミヤリー		
住所	宇都宮市旭1丁目1番5号		
保険者番号	090019		
交付者名	宇都宮市		

【被保険者証（従来）の見本】

栃木県国民健康保険		有効期限	令和6年7月31日
被保険者証兼高齢受給者証			
記号	987	番号	65432 枝番 02 性別 女
氏名	ウツノミヤ ゼイコ 宇都宮 税子		
生年月日	昭和23年6月11日	発効期日	令和5年8月1日
適用開始年月日	平成27年12月26日	一部負担金の割合	2割
交付年月日	令和5年8月1日		
世帯主氏名	宇都宮 ミヤリー		
住所	宇都宮市旭1丁目1番5号		
保険者番号	090019		
交付者名	宇都宮市		

- 「被保険者証」から「資格確認書」に**名称が変更**
- 材質及び形状ならびに券面の記載事項は同じ**
- 被保険者証と同様に**有効期限は1年間**
- マイナ保険証を保有していない方には、当分の間、**申請によらず「資格確認書」を交付**（毎年7月に発送）

※ マイナ保険証を保有している方には、「資格情報のお知らせ」を交付

「資格確認書」を、医療機関等の窓口にお持ちいただくことで被保険者証と同様に、医療を受けることができます。

「資格確認書」の交付に関しましては、今後、市公式ホームページなどで、お知らせしてまいります。

マイナ保険証のメリットについて

1 より良い医療を受けることができる

過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになるため、身体の状態や他の病気を推測して治療に役立てることができる。

また、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうこともできる。

2 手続きなしで高額医療の限度額を超える支払を免除できる

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除できる。

3 転居等による保険証の住所変更等の手続きを省略できる

紙の保険証では、転居等のたびに記載してある住所等の変更手続きをする必要があったが、マイナ保険証を利用することで最新の住所等を医療機関等が把握することができるため手続きを省略することができる。

※ 市外に引っ越す場合、手続きが必要（国民健康保険）

参考資料 1

令和 6 年度 国民健康保険運営協議会の開催予定について

令和6年度 開催予定について

回数	日程（候補日）	議事予定	会場
第1回	令和6年8月8（木）	・市長からの諮問について（税率の見直し等） 【報告事項】 ・令和5年度国民健康保険特別会計決算状況（見込み）について ・令和6年度国民健康保険特別会計当初予算の概要について ・令和5年度国保アクションプランの取組状況と令和6年度国保アクションプランの主な取組について ・令和6年度国民健康保険税の課税状況について ・第3期宇都宮市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）・第4期宇都宮市特定健康診査等実施計画について ・第3次宇都宮市国民健康保険経営改革プランの策定について ・被保険者証の廃止について 【その他】 ・令和6年度国民健康保険運営協議会の開催予定について	14大会議室
第2回	令和6年11月中旬	【協議事項】 ・第3次宇都宮市国民健康保険経営改革プラン（素案）について	調整中
第3回	令和7年1月中旬	【協議事項】 ・国民健康保険税の税率等の見直しについて ・国民健康保険税の限度額の見直しについて	調整中
第4回	令和7年2月上旬	【協議事項】 ・答申書（案）について ・第3次宇都宮市国民健康保険経営改革プラン（案）について	調整中